

平成19年度

法務省事後評価実施結果報告書

平成20年8月

法 務 省

## はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した法務省事後評価の実施に関する計画（平成19年4月2日決定。平成20年1月8日改定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果をとりまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、平成20年6月20日に開催した第19回政策評価懇談会における意見等を参考とした。

## 目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成19年度事後評価実施結果報告書	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	4
	裁判員制度の啓発推進	13
	法務に関する調査研究	
	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究	16
	高齢犯罪者に関する総合的研究	25
	検察権行使を支える事務の適正な運営	33
	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	47
	保護観察対象者等の改善更生	52
	犯罪予防活動の助長	62
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた	
	公共の安全の確保を図るための業務の実施	66
	登記事務の適正円滑な処理	74

人権の擁護	79
国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	89
出入国の公正な管理	94

## 政策体系

基本政策	
政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	
1	<b>基本法制の維持及び整備</b> （事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）  (1) <b>社会経済情勢に即応した基本法制の整備</b> （情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後監視・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）
2	<b>司法制度改革の推進</b> （社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）  (1) <b>総合法律支援の充実強化</b> （裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）  (2) <b>裁判員制度の啓発推進</b> （国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）  (3) <b>法曹養成制度の充実</b> （高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）  (4) <b>裁判外紛争解決手続の拡充・活性化</b> （国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）  (5) <b>法教育の推進</b> （法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）
3	<b>法務に関する調査研究</b> （内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）  (1) <b>法務に関する調査研究</b> （内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

### 4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) 適正迅速な検察権の行使（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

### 5 矯正処遇の適正な実施（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施（被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。）
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進（過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。）

### 6 更生保護活動の適切な実施（犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) 保護観察対象者等の改善更生（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。）
- (2) 犯罪予防活動の助長（犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (3) 医療観察対象者の社会復帰（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。）

### 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

### 8 団体の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

## III 国民の権利擁護

### 9 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>登記事務の適正円滑な処理</b>（登記事務におけるシステムの見直し等により，事務処理の効率化，システム関係経費の削減を図るとともに，国民の利便性を向上させる。）</li> <li>(2) <b>国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理</b>（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）</li> <li>(3) <b>債権管理回収業の審査監督</b>（債権回収会社について必要な規制を行うことにより，債権管理回収行為等の適正を図る。）</li> </ul>
10	<p><b>人権の擁護</b>（国民の人権の擁護を積極的に行う。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>人権の擁護</b>（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し，もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）</li> </ul>
IV	<p><b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b></p>
11	<p><b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して，統一に対処し適正な調和を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理</b>（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）</li> </ul>
V	<p><b>出入国の公正な管理</b></p>
12	<p><b>出入国の公正な管理</b>（我が国社会にとって好ましくない外国人の排除を図るとともに，出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>出入国の公正な管理</b>（平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに，我が国の国際協調と国際交流を推進し，我が国社会の健全な発展を目指す。）</li> </ul>
VI	<p><b>法務行政における国際化対応・国際協力</b></p>
13	<p><b>法務行政における国際化対応・国際協力</b>（外国関係機関との連携等を通じて，法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>法務行政の国際化への対応</b>（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）</li> <li>(2) <b>法務行政における国際協力の推進</b>（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力に貢献する。）</li> </ul>
VII	<p><b>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b></p>
14	<p><b>法務行政全般の円滑かつ効率的な運営</b>（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <b>法務行政に対する理解の促進</b>（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）</li> <li>(2) <b>施設の整備</b>（司法制度改革等の新たな行政需要や，治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や，長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。）</li> <li>(3) <b>法務行政の情報化</b>（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）</li> <li>(4) <b>職員の多様性及び能力の確保</b>（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）</li> </ul>

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成22年度（平成19年度は中間報告）	政策体系上の位置付け	I－1－(1)
評価対象	社会経済情勢に即応した基本法制の整備		
所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局		
評価方式	総合評価方式		

## 2. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

現在、我が国は、新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり、自由かつ公正な経済社会を築き、世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため、国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。

とりわけ、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は、透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり、我が国の将来の決定的要素となるものである。

### (2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり、これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように、刑事基本法制を整備することが必要であり、これによって、事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとするのが不可欠であり、これによって、透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では、このような観点から、平成13年度から5年程度の期間を目途として、集中的に、経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいたが、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）を踏まえ、さらなる基本法制の整備を行うため、その期間を平成21年度末まで延長し、検討を行う。その具体的内容は以下のとおりである。

#### 【民事関係】

① 企業経営の効率化、業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されており、また、新規企業の資金調達の需要の増大、株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い、企業の資金調達に関する環境整備が求められている。このような状況にあることを踏まえ、企業統治の実効性を確保し、国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに、高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営、資金調達の円滑化・流通性の確保、投資家の保護等により、我が国の企業の競争力の強化を図るため、会社の機関のあり方、会社情報の適切な開示のあり方、株主総会運営の方法、資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。



- ② 社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため、担保・執行法制、区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備するとともに、保険法（商法第2編第10章）の全面的な見直しを行う。また、債権法（民法第3編）の抜本の見直しに向けた検討を開始する。
- ③ 速やかかつ合理的な破たん処理、企業再建等を行うことを可能とし、経営資源の有効活用等を図るため、倒産法制を整備し、手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。
- ④ 司法の国民的基盤の確立のためには、分かりやすい司法を実現する必要がある、その前提として、司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要である。我が国の基本的な法令の中には、民法の一部や商法など、明治時代に制定され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

#### 【刑事関係】

- ① クレジットカード等の支払用カード偽造等事案が多発していることから、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードの電磁的記録不正作出等行為に対する罰則を整備する。
- ② 長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となるところ、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。
- ③ 近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われていることから、国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直しを行う。
- ④ 近年、コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大するとともに、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、これらの新たな手口・態様を含むハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり、ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

#### （3）具体的内容

- (1) 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため、平成13年4月、内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強し、現在、約40名の民事・刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。
- (2) 法整備の具体的内容（・は平成20年3月31日現在で整備済みのもの、○は平成21年ころまでに整備予定のもの）

## ① 民事関係

### ア 商法

- ・株主総会運営等におけるITの活用，ストック・オプション制度の見直し
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し
- ・条文について，平仮名・口語体とするための検討
- ・利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し
- ・会社法の整備

○保険法の見直し 等

### イ 民法及びその関連法

- ・中間法人制度の創設（平成20年12月1日に施行される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団・財団法人制度に統合）
- ・担保・執行法制，区分所有法について，現代社会に一層適合させるよう所要の法整備
- ・民法典（第一編から第三編まで）を平仮名・口語体とする
- ・信託法について，信託制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの全面的な見直し
- ・電子記録債権制度の創設 等

### ウ 倒産法

- ・会社更生法及び破産法等について，手続の簡素，合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し
- ・特別清算制度の見直し 等

### エ 民事訴訟法等

- ・民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの，民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し

○主権免除法制の整備 等

### オ その他

- ・法の適用に関する通則法の整備
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

## ② 刑事関係

### ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備

- ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備
- ・倒産犯罪等に関する罰則の整備

○民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備

○企業の刑事責任の在り方の見直し 等

### イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備

○ハイテク犯罪に対する罰則の整備

○コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備 等

## 3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から平成21年度末の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが、今回は、平成19年度における立法作業の状況の説明を中心とする。

#### 4. 評価結果等

##### 1. 平成19年度に講じた施策

###### (1) 平成19年度末日時点において成立・公布した法律

【民事関係】（詳細については別添「立法作業シート」を参照）

- ① 金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達  
の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録  
をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記  
録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事  
項を定めることにより、電子記録債権制度を創設することを目的とする「電子記  
録債権法」
- ② 民事訴訟法には、刑事訴訟において導入されていた証人尋問の際の付添い、遮  
へい及びビデオリンク方式についての明文の規定はなく、付添い及び遮へいの措  
置が運用上可能であると考えられていたにすぎなかったため、これらの措置を認  
める要件や措置の内容を明確にする規定を置き、犯罪被害者等の権利利益の保護  
を図ることを目的とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟  
法等の一部を改正する法律」

【刑事関係】

平成19年度に成立・公布された法律はない。

###### (2) 既に国会に提出した法案のうち、平成19年度末日時点において成立・公布に至 っていないもの

【民事関係】

- ・ 保険法案

【刑事関係】

- ・ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一  
部を改正する法律案

##### 2. 評価結果

（評価期間未了）

#### 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

- ・ 民法、商法、民事訴訟法、倒産法等の民事基本法は、我が国の社会経済活動及  
び国民生活の基盤をなす法制度であり、近時の情報化、国際化等の社会経済情勢  
の変化に応じた見直しを行っていく必要がある。

今後も、緊急に対応しなければならない立法課題が山積しているところであり、速やかにこれらの立法ニーズにこたえていかなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来すこととなるため、平成20年度以降においても引き続き民事基本法制の整備を進めていくこととしたい。

#### 【刑事関係】

- ・ 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案については、国会において審議中であり、成立に至っていないが、引き続き、国会の場等における今後の議論をも注視しつつ、できる限り速やかに同法律案が成立するよう努力していくこととしたい。

また、その他の課題についても、引き続き必要な検討を進めていくこととしたい。

### 6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）

### 7. 備考

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	電子記録債権法		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>事業者の資金調達的手法として、売掛債権等の金銭債権を活用することの有用性が指摘されていたが、金銭債権を利用した資金調達をより安定的で利用しやすいものとするためには、現在の金銭債権の譲渡の主な方法である指名債権の譲渡や手形の譲渡が抱えている課題を克服する必要があると指摘されてきた。また、経済社会のIT化が進展する中で、電子的な手段を用いた商取引や金融取引が発達してきており、これに対応して、金銭債権の電子的な手段を用いた譲渡について、利便性とともな法的安定性を確保する必要性が高まっていると指摘されてきた。</p> <p>このような状況の下で、電子的な手段による債権譲渡を推進する施策の検討を進めるべきことが、e-Japan 戦略Ⅱ（平成15年7月2日）以降のIT戦略本部決定に掲げられ、政府部内において電子債権法制（仮称）の整備に向けた検討が行われてきた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設することを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>電子記録債権制度を手形に代替する方法（手形の電子化）で活用することにより、売掛債権等の金銭債権の流動化が促進され、事業者の資金調達の円滑化が図られるほか、一括決済方式やシンジケート・ローン等の融資契約への活用等、様々なニーズに活用されることが期待され、今後の電子金融取引における重要なインフラとなりうる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子記録債権の発生、譲渡等に関する私法上の規律の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子記録債権の発生や譲渡については、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、電子債権記録機関が当事者の請求を受けて電子記録をすることをその効力要件とすることとした。</li> <li>(2) 手形におけるのと同様に、電子記録債権の譲渡に善意取得や人的抗弁の切断の効力を認める等、電子記録債権に係る取引の安全を確保するための措置を講ずることとした。</li> <li>(3) 手形におけるのと同様に、記録原簿上の債権者に対して支払をした者に支払免責を認めるほか、支払の事実について電子記録がされないまま電子記録債権が再度流通する事態を防止する仕組みを設けることとした。</li> <li>(4) 手形保証類似の独立性を有する電子記録保証の制度や電子記録債権を目的とする質権の制度を設け、これらについても記録原簿への電子記録をその効力要件とするほか、記録事項の変更、電子債権記録業務に関する電子債権記録機関の責任、記録事項等の開示等についての規定を整備することとした。</li> </ol> </li> <li>2 電子債権記録機関の業務、監督等に関する規律の整備             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電子債権記録機関の安定的・継続的な業務運営等を図るため、主務大臣が申請を受け、財産的基盤や適切な業務遂行能力を有する株式会社を電子債権記録業を行う者として指定することとした。</li> <li>(2) 電子債権記録機関の公正性・中立性の確保や、他の事業からのリスクの遮断等の観点から、電子債権記録機関の兼業を禁止することとした。</li> </ol> </li> </ol>		

	<p>(3) 電子債権記録機関の業務の適切かつ確実な遂行を図るための報告徴求，立入検査，業務改善命令や，電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令など，所要の検査・監督規定を整備することとした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成18年2月，法務大臣から法制審議会に対し，電子債権法制の整備に関する諮問がされ，これを受けて，同審議会に電子債権法部会が設置された。電子債権法部会では，同月から調査・審議が開始され，同年7月には「電子登録債権法制に関する中間試案」が決定され，パブリック・コメントの受付に付され，一般からの意見募集が行われた。</p> <p>その後，電子債権法部会においては，意見募集の結果等を踏まえ更に審議を重ねられ，平成19年1月16日に「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱案」が決定された。この要綱案は，同年2月7日に開催された法制審議会総会において，原案どおり「電子登録債権法制の私法的側面に関する要綱」として採択され，法務大臣に答申された。</p> <p>他方，金融庁においても，金融審議会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ合同会合において電子債権記録機関のあり方についての検討が行われ，平成18年12月21日，「電子登録債権（仮称）の制定に向けて～電子登録債権の管理機関のあり方を中心として～」が取りまとめられた。</p> <p>法務省においては，金融庁とともに，この二つの審議会の審議結果を踏まえて法律案の立案作業を進め，平成19年3月13日の閣議決定を経て，同月14日，「電子記録債権法案」を第166回国会に提出した。同法案は，国会での審議・採決を経て，同年7月20日に成立し，同月27日に平成19年法律第102号として公布された（施行時期は平成20年12月ころを予定）。</p>

## 立法作業シート

		立法所管部局	民事局
<b>法律名</b>	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律		
<b>立法作業の背景となった社会的・国際的動向等</b>	<p>犯罪被害者等の保護・支援については、平成11年に制定された刑事訴訟法の一部を改正する法律により、被害者等が証人となる場合を含め、証人等に対する加害行為等の防止を図るため、一定の場合に証人等の住居等の情報を保護する制度が設けられたほか、平成12年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法によって、①証人尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式の導入、②被害者等による心情を中心とする意見陳述制度の導入、③民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度の導入等が行われた。</p> <p>しかし、その後も、多くの犯罪被害者等からは、例えば、「現在の刑事裁判手続において、被害者は証拠として扱われているにすぎず、『事件の当事者』にふさわしい扱いを受けていない」との批判や、「現在の損害賠償制度には、高い費用や多くの労力・時間を要し、また、被害者の独力では証拠が十分に得られないなどの問題があり、犯罪被害者のために十分に機能しているとは言い難い」との批判がなされ、その改善が要望されていた。</p>		
<b>立法の目的</b>	<p>民事訴訟法には、刑事訴訟において導入されていた証人尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式についての明文の規定はなく、付添い及び遮へいの措置が運用上可能であると考えられていたにすぎなかったため、これらの措置を認める要件や措置の内容を明確にする規定を置き、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p>		
<b>立法による効果あるいは予想される効果</b>	<p>証人尋問の際の付添い、遮へい及びビデオリンク方式の各措置を認める要件や措置の内容が明確化され、これらの各措置を認めた場合には、犯罪被害者等が法廷で尋問を受ける際の精神的負担の軽減が図られ、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られることになる。</p>		
<b>具体的内容</b>	<p>1 付添いの措置の導入</p> <p>証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときに、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を証人に付き添わせることができるものとした。</p> <p>基本的には刑事訴訟法第157条の2と同様の規定だが、措置をとることを決める主体は、これまでの民事訴訟における運用と同じく、裁判長とし、この裁判長の処分に対しては、合議体としての裁判所に異議を申し立てることができることとした。</p> <p>2 遮へいの措置の導入</p> <p>当事者本人等との間の遮へいの措置については、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときに、一方から又は相互に相手の状態を認識できないようにするための措置をとることができるものとした。</p> <p>また、傍聴人との間との遮へいの措置については、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他</p>		

	<p>の事情を考慮し、相当と認めるときに、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができるものとした。</p> <p>そして、判断の主体と異議申立てについては、付添いの措置の場合と同様とした。</p> <p>3 ビデオリンク方式による尋問の導入</p> <p>ビデオリンク方式による尋問については、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは、圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときにも、行うことができるものとした。</p> <p>これについては、直接主義の要請自体は満たすものの、裁判官と同じ場所における尋問ではないという点で、その例外をなすものであるため、遠隔地におけるテレビ会議システムを利用した尋問と同様に、決定主体は裁判所とした。</p>
<p><b>立法作業の状況</b></p>	<p>平成16年12月、いわゆる議員立法により、犯罪被害者等基本法が成立し、これを受けて、政府が取り組むべき具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。こうした基本法、基本計画の成立・策定等を踏まえ、平成18年9月、法務大臣から法制審議会に対し、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入について諮問が行われた。</p> <p>これを受け、法制審議会に民事訴訟法部会が設置され、同年10月から同部会において調査・審議が開始され、平成19年1月には、審議結果が要綱案としてとりまとめられた。この要綱案は、同年2月7日、法制審議会総会で採択され、法務大臣に答申された。</p> <p>法務省では、この要綱案に基づいて立案作業をすすめ、平成19年3月13日の閣議決定を経て、同日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。同法案は、国会での審議・採択を経て、同年6月20日に成立し、同月27日に法律第95号として公布された（施行日は平成20年4月1日）。</p>



# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成21年度（平成19年度は中間報告）	政策体系上の位置付け	I－2－(2)
評価対象	裁判員制度の啓発推進（成果重視事業）		
所管部局	刑事局		
評価方式	総合評価方式		

## 2. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

21世紀の我が国社会を自由で活力のあるものにするために、様々な構造改革を通じて、事前規制・調整型社会から事後チェック・救済型社会への転換が進められている。そのような事後チェック・救済型の社会においては、司法の役割はこれまで以上に大きくなる。そこで、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤を確立することが不可欠である。

そして、国民が裁判に参加して、その感覚が裁判内容により反映されるようになることは、司法に対する国民の理解と支持を深めることにつながり、司法がより強固な国民的基盤を得ることを可能とするものと考えられる。そのような趣旨から、平成16年5月、国民の司法参加を実現する「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成20年4月、同法律の施行期日を定める政令が制定され、裁判員制度が平成21年5月21日から始まることとされた。

### (2) 目的・目標

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が、裁判官と共に刑事裁判に参加するというものであり、これにより、司法に対する国民の理解と信頼が深まることが期待されているものである。一方で、裁判員となった国民には、出頭義務、守秘義務といった全く新たな義務が課されることになる。そのため、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、国民に進んで制度に参加するという意識を持ってもらえるように取り組む必要がある。そこで、国民の裁判員制度に対する認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標とする。

### (3) 具体的内容

平成16年7月1日に刑事局総務課内にプロジェクトチームを設置し、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係省庁との緊密な連携の下、広報ポスター及びリーフレットの作製、制度に関する説明会の開催などの積極的な広報・啓発活動に取り組んでいる。また、最高検察庁を始めとする全国各検察庁においては、職員一人ひとりがそれぞれ広報官であるとの認識の下、ポスター・リーフレットの掲示・配布、地方自治体や関係団体などに対する説明・協力依頼などの広報・啓発活動に取り組んでいる。

## 3. 評価手法等

本件総合評価においては、裁判員制度の認知率及び参加意識の向上の程度について、世論調査等の客観的な数値結果を分析して評価を行うこととする。本件施策は、制度施

行の直前である平成20年度末までを目途とするものであり、また、平成18年度からは、平成20年度までの3年間を目標期間とする成果重視事業とされたことから、その評価は、上記期間経過後に行うこととなる。

#### 4. 評価結果等

(評価期間未了のため、平成19年度は中間報告を実施)

平成19年度においては、

- ① 国民の不安解消を目的とした広報用アニメーションビデオ10万5,000部を作製し、全国の検察庁において、説明会や各種イベントの際に上映したほか、地方自治体、図書館、学校、広報効果が高いと思われる民間企業、各種団体及び個人等に広く配布するとともに、政府インターネットテレビを通じて全国に動画配信
- ② 「法の日」である平成19年10月1日付け全国地方新聞47紙朝刊に、法曹三者連名による裁判員制度に関する広告を掲載
- ③ 広報リーフレット等660万部を作製し、全国地方自治体等を始めとした全国規模での頒布を実施
- ④ 広報ポスター26万7,550部を作製し、全国地方自治体等を始めとした全国規模での掲示を実施

うち、広報ポスター4万2,550部について、平成20年2月下旬から3月にかけて、全国のJR、私鉄、地下鉄等の主要駅構内、車内等において掲出する交通広告を実施

- ⑤ 法務省・各検察庁において、経営者団体等の各種団体や個別の企業に対し、様々な機会をとらえて積極的に制度の説明会等を実施(平成19年4月～平成20年3月の間に、計約1万3,000回、参加者計約56万人。)
- ⑥ 法務省ホームページの裁判員制度コーナーにおいて、最高裁判所、日本弁護士連合会及び政府広報のホームページとのリンクも活用しつつ、制度に関する情報を提供(法務省ホームページ裁判員制度コーナー：平成19年4月～平成20年3月アクセス数約23万件)するなどの広報・啓発活動を実施した。

平成18年12月に内閣府が実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」(注1)の結果では、制度を「知っている」とする者は約80パーセントであり、「制度に参加する」とする者も約65パーセントに達している(「参加したい」・・・5.6%、「参加してもよい」・・・15.2%、「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない」・・・44.5%)。

また、平成20年1月から2月に最高裁判所が実施した「裁判員制度に関する意識調査」(注2)の結果でも、調査方法が異なり、単純な比較はできないものの、制度を「知っている」とする者は約95パーセントに、「裁判員として参加する」とする者も、辞退できる70歳以上を除くと約65パーセントに達する(「参加したい」・・・4.8%、「参加してもよい」・・・12.3%、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」・・・47.8%)など、認知率、参加応諾率ともに一定の成果が表れており、裁判員制度を円滑に実施できる状況は整いつつある。

(注1)

- 内閣府による裁判員制度に関する特別世論調査結果の要旨(平成18年12月実施)

<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/tindex-h18.html>

(前回調査：平成17年2月実施) <http://www8.cao.go.jp/survey/h16/index-h16.html>

(注2)

- 最高裁判所による裁判員制度に関する意識調査結果（平成20年1月から2月実施）  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08\\_04\\_01\\_isiki\\_tyousa.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyousa.html)

## 5. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

依然、裁判員になることへの不安や懸念を抱いている国民も少なくないが、全国の検察庁が裁判員制度の説明会終了後、参加者に対し、説明会の効果を把握するために実施しているアンケート調査において、「今日の説明により、裁判員として参加することについての不安が、少しでも軽くなりましたか。」という質問に、「はい」と答えた参加者が、約70パーセント、「いいえ」と答えた参加者が、約30パーセントという結果が表れており、制度についての詳しい情報を提供することにより、裁判員になることへの不安が軽減される傾向もあることから、今後も、目標期間である平成20年度末までの間において、制度の意義等を広く周知し、制度に対する関心を高めるとともに、国民の不安・負担感を軽減させることを主たる目標とする広報・啓発活動を推進し、国民に進んで参加してもらえよう参加意識の醸成に取り組む必要がある。

## 6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（裁判員制度等の着実な実施）
- 内閣総理大臣閣議発言（平成19年5月、内閣を挙げての広報活動への取組）

## 7. 備考

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	I-3-(1)
評価対象	法務に関する調査研究（配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究）		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

法務総合研究所研究部においては、平成12年度以降、児童虐待をテーマとする個別研究を3回、配偶者暴力（ドメスティック・バイオレンス）をテーマとする個別研究を1回実施した。

両テーマは、現在も社会の高い関心を集めており、どちらも関連法の整備が進み、被害者保護が積極的に図られるようになってきた。その一方で、加害者への働き掛けの重要性も改めて認識され、その更生をいかに援助して新たな被害者を生まないようにするか、ということが重要な課題となっており、関係省庁、地方自治体等で加害者に対する働き掛けが試みられるとともに、新たな施策が検討されている。

また、法務総合研究所研究部における調査からは、少年院在院者の相当数が被虐待経験を有していること、配偶者暴力と児童虐待とは家庭内において併発している場合もあることなどがうかがわれる。

以上のとおり、配偶者暴力及び児童虐待の加害者に対する施策等を充実させる必要があることから、本研究を実施する。

### (2) 目的・目標

これまでの研究成果を踏まえつつ、配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について更に調査するとともに、加害者の更生へ向けての処遇方法について、多角的に検討を加え、新たな施策立案のための資料を提供することを目的とする。

### (3) 具体的内容

#### ア 研究期間

平成18年度から平成19年度までの2か年

#### イ 研究内容

(ア) 保護観察類型別処遇<sup>※1</sup>において、「家庭内暴力（配偶者に対する暴力又は子供に対する虐待）」類型に認定されたものについて、関係記録を閲覧又は収集し、その属性<sup>※2</sup>及び暴力や虐待に至る経緯や状況を調査する。

(イ) 配偶者暴力又は児童虐待を原因として服役中の受刑者に対し、インタビュー調査を行う。

(ウ) 海外における法制度、加害者更生プログラム及びその効果測定方法について、文献を収集するとともに、現地に出張して、詳細な調査を行う。

## 3. 事前評価の概要

### (1) 必要性

配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集めており、国として取り組むべき喫緊の課題となっている。どちらの問題も、その対応においては、被害者の保護とともに、加害者の更生のための指導が必要であり、それに関連した調査研究を推進する必要がある。

#### (2) 効率性

法務総合研究所には、当該研究に関する蓄積がある上、矯正・保護の現場において、配偶者暴力や児童虐待の加害者を含む犯罪者の処遇実務に当たってきた研究官が配置されており、豊富な経験と知識を生かし、効率の良い研究を行うことができる。

#### (3) 有効性

本研究の調査は、報告書として刊行され、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料となるものである。

#### (4) 総合的評価

本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待できる。

### 4. 評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）における評価結果を評価手法とする。

（評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>）

### 5. 事後評価の内容

配偶者暴力防止法が施行された平成13年10月1日から平成18年3月31日までに起訴猶予処分又は第一審における終局処分がなされた同法（保護命令）違反事件該当者166人を対象に、加害者及び被害者の属性や関係、配偶者暴力と児童虐待の関係等について調査するとともに、配偶者暴力あるいは児童虐待で受刑中の者9人に対して面接調査を行い、これらの調査から得られた結果について詳細な分析を行った。また、平成20年2月に、配偶者暴力に対して様々な制度が施行されているカナダ及び米国の関係機関へ法務総合研究所研究官が赴き、両国における配偶者暴力及び児童虐待事件の動向、受刑者又は保護観察対象者に対する処遇プログラム、実際の処遇プログラムの運用状況、問題点等について調査を行った。これらの研究により、今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な基礎資料が得られたものであり、その成果は、現在、研究部報告及び研究部資料として発刊すべく取りまとめ作業を行っており、今後、配偶者暴力あるいは児童虐待加害者の更生に向け、効果的な処遇方法検討のための基礎的な資料として活用される予定である。

このように、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義と認められたとおりの研究ができたものと考えられ、今後の配偶者暴力あるいは児童虐待の対策に役立つものといえる。

なお、配偶者暴力及び児童虐待については、今後の動向を注視し、必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。

### 6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）
- 「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）第2部の7の（1）

のエ「女性に対する暴力に関する調査研究等」

- 児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）

## 7. 備考

- 別添：「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」の概要

---

### ※1 「保護観察類型別処遇」

保護観察の実効性を高めるため、保護観察対象者の特性を、犯罪、非行の態様などによって類型化して把握し、各類型ごとに焦点を当てた効率的な処遇を実施すること。

### ※2 「属性」

年齢、性別、居住状況、婚姻状況、就労状況、健康状況、不良集団関係など、加害者に備わっている性質や加害者を取り巻く環境等をいう。

# 配偶者暴力及び児童に虐待に関する総合的研究（要旨）

## 1 研究の目的及び方法

配偶者暴力防止法は平成13年10月13日に施行され、その後、2回の改正が行われ、本年1月11日には、2回目の改正法の施行日を迎えている。同法は、配偶者暴力が、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを明言し、配偶者暴力の防止と、被害者に対する支援と保護を基本的な役割としている。同法の保護命令は、一方の配偶者等からの申立てを受けて、裁判所が更なる暴力の防止を図るための措置であり、これを有効に機能させることは、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者の保護において極めて重要である。しかしながら、一部の加害者においては、裁判所からの保護命令を正しく理解しようとせず、あるいは平然とこれを無視して保護命令違反に及んでいる者も少なくない。そこで、本研究では、当研究部の第24報告によって、ほとんど扱うことができなかった配偶者暴力防止法違反者（保護命令違反者）に焦点を当て、彼らがどのような経緯で被害者に対する暴力を開始し、これを繰り返し、被害者が裁判所に対して保護命令の申立てを行い、保護命令が発令され、実際に裁判所や警察からその趣旨や意味の説明を受けていながら、これに従わず、保護命令違反に至ったかについて、動機・理由・原因・背景を中心に、加害者の暴力や生活状況、被害者と加害者の関係を時系列的に把握しながら、こうした配偶者暴力加害者の特性（問題性）及び保護命令違反の実情を紹介・分析することを目的としている。

本研究の調査対象者は、平成13年10月13日から18年3月31日までの間に、全国の検察庁において、配偶者暴力防止法違反（保護命令違反）で事件受理し、起訴猶予又は第一審における終局処分決定がなされた166人（男子のみ）である。調査事項は、加害者の属性、被害者の属性、加害者と被害者の関係、保護命令の申立てと発令の状況、保護命令違反の実態、保護観察の実施状況、配偶者暴力と児童虐待の関連等である。また、補足的な資料として、配偶者暴力又は児童虐待を本件事犯とする受刑者に対する面接結果、及び保護観察類型別処遇「DV」類型対象者の保護観察終了状況を加えている。

## 2 研究結果の概要

### (1) 配偶者暴力加害者の実態

- ア 調査対象者には、就労状況が不安定だった者が多く、約半数の者（48.2%）が保護命令違反時にほとんど就労していなかった。
- イ 調査対象者には、何らかの疾病（身体疾患及び精神疾患）を有する者が多く、保護命令違反時に何らかの疾病を有していた者は33.1%であった。また、中に

- は、アルコール依存症との診断を受けていた者もいた（4.2%）。
- ウ 調査対象者には、前科や受刑歴のある者が目立ち、56.0%の者が前科を、12.7%の者が受刑歴を有していた。なお、粗暴事犯（傷害・同致死、暴行、暴力行為等処罰法違反）による前科者の割合は22.9%であった。
- エ 調査対象者の中には、暴力団所属歴（8.4%）や、薬物使用歴（12.7%）のある者が少なからずいた。
- オ 調査対象者には、飲酒に関する問題を有していた者が多かった（39.2%）。
- カ 調査対象者の中には、今回の事件の被害者だけでなく、前の配偶者に対する暴力歴を有する者が多かった（婚姻歴があった加害者では51人中18人（35.3%））。
- キ 調査対象者には、被害者と同居後、1年未満（同居前からの暴力があった者を含む）に暴力を始めている者が多かった（48.2%）。また、身体的暴力を行っていた者が多く（92.2%）、被害者と加害者の平均同居期間は7.9年であった。

## (2) 加害者の生活状況の変化

- ア 調査対象者の就労状況について見ると、被害者との同居開始時に「ほとんど就労せず」の比率が6.6%であったものが、保護命令違反時には48.2%に上昇していた。
- イ 調査対象者が家計を次第に顧みなくなっていた状況について見ると、同居開始時に「中心的に家計を維持」していた比率が52.4%であったものが、保護命令申立時には32.5%に低下していた。
- ウ 調査対象者の浪費や借金の状況では、被害者との同居開始時に「浪費なし・借金なし」の比率が63.3%であったものが、保護命令違反時には37.3%に低下していた。

## (3) 加害者と被害者の関係の変化

- ア 調査対象者と被害者の婚姻関係の変化を見ると、保護命令申立前に婚姻関係にあった比率が78.9%であったものが、保護命令違反時には35.5%になっていた。
- イ 調査対象者の暴力が問題化していなかったころ、加害者と被害者の同居率は99.4%であったところ、保護命令発令時には7.2%となっていた。
- ウ 保護命令違反時、調査対象者は単身で生活していた者が多かった（65.1%）半面、同時期に単身の被害者は少なく（12.0%）、子どもと同居していた者が多かった（77.7%）。

## (4) 加害者と被害者の葛藤の原因帰属の差異

調査対象者は、被害者との間に生じていた葛藤の原因・理由を「被害者の異性



関係」(33.7%)、「被害者の子どもへの養育態度」(18.1%)としていた反面、被害者は、「加害者の暴力的な言動」以外では、「加害者の不就労」(31.9%)、「加害者の浪費や借金」(24.7%)、「加害者の飲酒」(24.1%)としている者が多かった。

#### (5) 配偶者暴力加害者の問題の多層性

調査対象者の主な問題では、「粗暴傾向」(粗暴な前科を有するなど)、「就労面の不安定さ」及び「問題飲酒」の3つが挙げられた。しかも、こうした問題を重複して有していた者が多く、3つの問題をいずれも有していた者が10.2%、複数有していた者が30.1%であり、主な問題性をいずれも有していないとされた者は16.9%のみであった。

#### (6) 配偶者暴力加害者の類型的理解

前項の(5)の「粗暴傾向」、「就労面の不安定さ」、「問題飲酒」の3つの主たる加害者の問題に、疾病の有無を加えて、調査対象者の類型的に把握しようとしたところ、以下の7つの観点から調査対象者の典型例を抽出することができた。

ア 「反社会性」タイプ(暴力団所属歴を有するなど反社会性な傾向が強く、粗暴事犯による前科歴があり、暴力を正当化しがちで、保護命令違反への問題意識も低い。)

イ 「感情統制不良」タイプ(短気で、粗暴な言動によるエピソードが多数あり、特に、飲酒後の配偶者に対する暴力歴を多く有する。勤労志向はあっても、粗暴粗野な行動傾向から、対人関係でのトラブルを生じさせやすく、生活が安定しにくい。)

ウ 「就労不安定」タイプ(怠惰で、社会的に未熟な印象が強く、配偶者にも依存的である。暴力の対象は配偶者や家族に限られている場合がほとんどで、被害者との関係が破綻しても、依然として被害者への未練や執着を保持しやすい。)

エ 「疾病」タイプ(不就労が被害者との関係悪化の原因になっているが、その不就労の理由が加害者に「疾病」あるもの。前科を有していない場合がほとんどで、安定した就労生活や結婚生活を送っていた者も少なくない。しかし、疾病から不就労となり、高じたうっ憤を配偶者への暴力として爆発させやすい。)

オ 「アルコール」タイプ(配偶者暴力の背景に、取り分け飲酒の問題が大きく、何らかの人生の転機(子の死やリストラ)がきっかけとなって、酒浸りの生活に陥り、配偶者への暴力が止められなくなっている。)

カ 「顕著な価値観・認知の歪み」タイプ(「粗暴傾向」、「就労面の不安定さ」、「問題飲酒」のいずれにも該当しないものの、いわゆる女性蔑視や暴力によって配偶者を支配することに肯定的で、自己の配偶者暴力の原因をひとえに被害者に求めようとするなど、思考や認知の歪みが目立つ。)

キ 「被害者との葛藤」タイプ（粗暴事犯による前科，就労の不安定さ，問題飲酒のいずれにも該当しないものの，被害者との間で，金銭や子どもの養育，異性関係等についての強い葛藤があり，お互いの発言や主張がほとんどかみ合わなくなって，配偶者暴力として問題化している。）

#### (7) 保護命令違反の実態

ア 調査対象者のうち，被害者への接近禁止命令，子どもへの接近禁止命令，及び，退去命令の各命令に違反していた比率は，それぞれ 86.1%，27.6%，38.9%であった。

イ 退去命令違反のみの調査対象者では，疾病を有する者（18人中10人）や，ほとんど就労していない者（18人中12人）が多かった。

ウ 調査対象者は，いずれも配偶者暴力防止法違反（保護命令違反）者であるが，被害者に与えていた保護命令違反時の暴力や被害の程度は，以前のものよりも軽度な方向に変化している場合が多く（例えば，保護命令の発令前と発令後の「生命の危機」を感じていた者の比率は，25.8%から9.1%に減少），保護命令が配偶者暴力の再発防止あるいは緩和に一定の効果を有していることが分かった。

エ 被害者に対する接近禁止命令違反のみの者の理由は，「関係を修復するため」（49.6%），「子どもへの愛着」（29.9%），「被害者の浮気を糾弾する」（18.2%）が多く，退去命令違反のみの者の理由では，「他に行くところがない」（66.7%）が多かった。

オ 調査対象者は，保護命令に対して強い不満（「不満」と「非常に不満」の計）を持っていた者が56.5%と多く，「被害者が裁判所に訴えたこと」（24.8%），「子どもに会えなくなること」（24.2%），「申立て内容に事実誤認があること」（23.0%）などを具体的な理由としていた。

カ 調査対象者は，保護命令違反によって逮捕されることによって，問題の原因を次第に自分に向け始めていて，「自分の言動に問題があった」とする比率を，保護命令発令時と逮捕後と比較すると，それぞれ25.8%と46.6%であった。ただし，逮捕後も「夫婦喧嘩にすぎない」（42.7%）といった認識をしがちな者もいた。

キ 保護命令違反の実態を詳しく見たところ，「受刑歴あり」の者は保護命令発令後約1か月以内に違反行為に及ぶおそれが高かった。また，DV行為の原因を「嫉妬」としている者，自分（加害者）ではなく「被害者にのみ問題があった」と考えていた者，及び，「被害者と関係修復したい」という理由から保護命令違反に及んでいた者ほど，保護命令違反時の態様がより危険なものになっているものと見られた。

### (8) 配偶者暴力と並行して生じていた児童虐待の実態

- ア 子ども（実子又は義子）との同居の事実があった調査対象者（139人）のうちで、児童虐待の事実が確認できた者は35人（25.2%）であった。
- イ 配偶者暴力下で生じる児童虐待は、被害者と加害者の婚姻関係の有無といった社会的・外形的な両者の関係との関連が見受けられ、被害者と加害者が内縁関係にあった場合（9人中5人）、被害者に連れ子があった場合（19人中8人）に児童虐待が並存している場合が多かった。
- ウ 配偶者暴力と児童虐待を並行して行っていた調査対象者には、児童虐待を伴っていなかったとされた加害者よりも、前科や受刑歴を有する者、問題なギャンブル癖がある者、疾病歴（特に、アルコール依存）がある者、不就労状態に陥っている者が多かった。
- エ 多くの実子が配偶者暴力の悪影響を長期間（おおむね6年～7年間）受けており、取り分け、第1子においては、加害者による配偶者暴力の開始時と出生時が近接していて、配偶者暴力に伴う悪影響を特に強く受けやすいものと考えられる。

## 3 まとめと課題

配偶者暴力に対する社会の関心・認識が高まり、更なる配偶者暴力の防止と被害者保護を目的とした配偶者暴力防止法も制定・改正されてきたところであるが、未だ配偶者暴力に関する課題は多く、種々の問題を併せ持っている加害者に対する処遇の在り方については、今後とも詳細な調査・研究が必要である。

本研究は、DV加害者の問題性と、DV行為の発現から悪化の過程を分析するとともに、配偶者暴力の中で生じている児童虐待についても分析し、これらの加害者の処遇に資する基礎的資料の提供を目的としたものである。配偶者暴力防止法違反者は、単にDV加害者であるというだけでなく、裁判所からの保護命令に従わずに被害者へのつきまとい行為等を行った者であり、DV加害者の中でも再犯傾向の高い者と考えられ、本研究の調査対象者数は166人と少ないものの、DV加害者の問題性や、DV行為が繰り返される原因等を把握するに当たり、これらの事案を分析することは極めて有用と思われる。

今後は、本研究で触れたDV加害者の「粗暴傾向」、「就労面の不安定さ」及び「問題飲酒」を中核とするふくそうした問題性、これに基づく類型的理解をベースにししながら、例えば、DV加害者と被害者との入り組んだ利害関係や認識のずれに対する現実的・実地的な対応策、DV加害者の被害者による保護命令の申立てや保護命令発令に対する理解や認識の乏しさの是正、あるいは、DV加害者の歪んだ他者認知や社会認識に根差した不満や憤慨を払しょく・解消させるための働きかけの在り

方など，具体的な処遇方策が検討されることが期待される。

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	I-3-(1)
評価対象	法務に関する調査研究（高齢犯罪者に関する総合的研究）		
所管部局	法務総合研究所		
評価方式	事業評価方式		

## 2. 事業等の内容

### (1) 課題・ニーズ

平成16年版犯罪白書において、我が国の刑務所では高齢受刑者が増加しており、欧米諸国に比較しても高齢受刑者の構成比が高いことが分かった。このような状況から、今後、高齢受刑者に対する処遇の在り方等を検討していくことが重要になっている。

### (2) 目的・目標

我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の実情等を調査し、我が国における高齢受刑者に対する適切な処遇方策等を検討する上での基礎的な資料を提供することを目的とする。

### (3) 具体的内容

#### ア 研究期間

平成18年度から平成19年度までの2か年

#### イ 研究内容

##### (ア) 各種統計による高齢受刑者の現状等に関する分析

- ① 矯正統計年報等により、我が国の受刑者中、高齢受刑者の新受刑者数、罪名、刑期、入所度数、暴力団関係の有無等について、年次を追って調査し、経年変化等について分析する。
- ② 米国、英国、ドイツ、フランス、北欧諸国、韓国等海外諸国における統計資料を入手し、人口に占める高齢化の状況、高齢受刑者の現状等について国際比較を行う。

##### (イ) 高齢受刑者に関する実態調査及び意識調査

- ① 調査票を作成し、一定数の高齢受刑者を対象に、刑事施設の職員に依頼し、受刑に至った犯罪に関する事項、当該受刑者の資質、生育歴、犯罪歴、家族関係、帰住予定先、所内での生活の状況等について調査し、高齢受刑者の現状を分析する。
- ② 一定数の高齢受刑者を対象に、受刑者自身に調査票を記入させる等の方法により、所内の生活に対する意識、犯行及び罪の償いに関する意識、将来に関する意識（生活設計、不安な点等）など、高齢受刑者の意識を明らかにする。

##### (ウ) 海外諸国における高齢受刑者に対する処遇の実情調査

英国、ドイツ等我が国と一般社会の高齢化率が同程度の国のうち、2、3か国を対象に、高齢受刑者の増減の状況、高齢受刑者に対する処遇の実情について文献等により情報を収集するとともに、現地に出張して詳細な調査を行い、国際比較を行う。

### 3. 事前評価の概要

#### (1) 必要性

最近の高齢受刑者の増加は、刑事施設における課題の一つであり、その処遇の在り方等を検討する必要性が認められ、その際の基礎資料として、当該研究を行う必要がある。

#### (2) 効率性

本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、刑事施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。

#### (3) 有効性

本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の刑事施設における効果的な処遇を検討する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であるといえることができる。

#### (4) 総合的評価

本研究を実施することは、上記のとおり、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。本研究の成果を関係機関・団体における取組の有用な参考資料として提供するなどの成果が期待される。

### 4. 評価手法等

外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）における評価結果を評価手法とする。

（評価結果の概要は、法務総合研究所ホームページへ掲載

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html>）

### 5. 事後評価の内容

各種統計資料を基に高齢犯罪者の量的・質的变化を分析し、さらに、出所直前の高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者に対して意識調査等を行い、性別、年齢、前科前歴等の属性のほか、金銭困窮状況、健康状態、心配事等の幅広い領域に関して回答を求め、その結果を分析した。この研究結果は、平成19年3月に研究部報告37「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－」として取りまとめて刊行しており、関係各機関に配布しているところである。

次いで、平成20年2月に、我が国と比較的年齢構成に近いドイツに法務総合研究所研究官が赴いて同国の司法関係機関等を訪問し、同国における高齢犯罪の実情、高齢犯罪者に対する施設内及び社会内での処遇制度とその効果、実際の運用状況、問題点等について詳細な情報を収集した。この調査により、今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な資料が得られたものであり、その結果については、現在、研究部資料として発刊すべく取りまとめ作業を行っており、我が国における高齢犯罪者の処遇方策等と比較検討するための資料として活用される予定である。

このように、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義と認められたとおりの研究ができたものと考えられ、本研究資料は、高齢受刑者の処遇方策を検討する上で、有用な基礎資料になるといえる。

なお、高齢犯罪者については、今後の動向を注視し、必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。

### 6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

## 7. 備考

- 別添：研究部報告37「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究－高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析－」の概要

---

### ※1 「刑事施設」

懲役，禁錮又は拘留の刑（国際受刑者移送法第2条第2号に定める共助刑を含む。）の執行のため拘置される者，刑事訴訟法の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し，これらの者に対し必要な処遇を行う施設をいう。

法務総合研究所

研 究 部 報 告

37

高齢犯罪者の実態と意識に関する研究  
— 高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析 —

2007

法務総合研究所



## 要旨紹介

本報告は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者（本報告書において、高齢者とは、特に断りのない限り 65 歳以上の者をいう。以下同じ。）に対して実施した調査結果等を基に、矯正及び更生保護における高齢犯罪者の実態分析を中心に取りまとめたものである。以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

### 1 研究の目的及び方法

高齢犯罪者の増加の背景として、どのような社会的要因があるのか、高齢犯罪者の質的な変化が認められるのか、もし認められるとすれば、そうした高齢犯罪者の質的变化に合わせて、刑事司法機関を始めとした関係諸機関は、いかにして効果的な再犯防止及び改善更生のための処遇をなし得るのかなどの問題意識が、本研究に取り組んだ背景にある。

ただし、高齢犯罪者の諸問題の解決のための取組は始まったばかりである。課題の範囲は広く、分析・考察すべき論点の数も多い。そこで、本研究では、高齢犯罪者に関する探究の第一歩として、特に、高齢犯罪者の様々な問題に既に直面し、その課題解決を迫られている矯正及び更生保護における高齢犯罪者に焦点を当てることとした。高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の実態を分析するとともに、彼らに対する現状の処遇上の課題を明らかにすることによって、次の段階の高齢犯罪者研究への足掛かりにしたいと考えた。

本研究においては、まず、近時の高齢犯罪者の検挙人員等を概観した上で、法務省大臣官房司法法制部の資料を基に、高齢犯罪者の量的、質的变化を分析した。

次に、矯正及び更生保護の現場の高齢者の実態を把握するために行った特別調査の結果を分析した。この特別調査は、①平成 18 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までに出所した高齢受刑者の実態及び意識調査、②同じ出所者中、仮釈放で出所した者に対して、出所後 1 か月の時点で実施した意識調査から構成されている。こうした方法によって、仮釈放で出所した者についてだけではあるが、出所前の意識と出所後の現実の生活を踏まえての意識の差異等を浮かび上がらせることを目指した。

### 2 研究結果の概要

#### (1) 高齢犯罪者の概況

我が国の高齢者の一般刑法犯検挙人員は、近年、数の上でも、また、検挙人員全体に占める割合の上でも増加の一途をたどっている。罪名別に高齢者の検挙人員の動向を見たところ、様々な罪名において、高齢者の増加が目立った。高齢者による犯罪が必ずしも窃盗等の利得が動機となる財産犯においてのみ増加しているのではないということは、近年の高齢犯罪者の増加が経済的困窮によるもののみではなく、多くの要因が絡まりあって生じている現象であると推測させるものである。

## **(2) 矯正における高齢受刑者の実態**

近年、高齢新受刑者数は急激に増加しており、その伸びは新受刑者総数に対する割合で見ても、昭和61年の0.9%から平成17年の4.9%と約5.4倍に上昇している。

年末在所受刑者に占める60歳以上の者の割合を、総人口に占める60歳以上の人口の割合等を用いて将来推計を試みたところ、平成28年末には、60歳以上の在所受刑者は総数の17.6%程度を占めると予測された。さらに、総人口に占める65歳以上の割合が最も高くなると見込まれる62年には、35.2%にまで達すると予測された。

高齢受刑者の多くを占めるのは、若いころから犯罪を繰り返してきた多数回入所者である。彼らの特徴は、刑事施設への入所度数が増加するにつれ、罪名が窃盗及び詐欺に集約されていく傾向が見られること、再犯期間が次第に短くなっていくことである。入所度数が20度以上の者では、窃盗と詐欺の合計の割合が約8割を占め、出所後3か月未満で刑務所に再入所した者が約半数を占めた。

医療面での状況を見ると、高齢受刑者のうち、加齢に伴う身体機能の衰退、疾病等があり、医療刑務所又は医療重点施設に収容する必要のあるP級受刑者は、平成8年は33人であったが、17年は59人と約1.8倍になっている。また、専門的な治療処遇を必要とする高齢受刑者や特別な養護的処遇を必要とする高齢受刑者も増加傾向にある。

受刑者の再入所状況を見ると、仮釈放者では年齢層による違いがほとんど見られないのに対し、満期釈放者では、高齢者の再入所率が64歳以下と比較して約10ポイント近く高くなっていた。

## **(3) 更生保護における高齢保護観察対象者の実態**

高齢保護観察対象者の新規受理人員は、仮釈放者、保護観察付き執行猶予者のいずれにおいても増加を続けている。数の上では少数ではあるものの、取り分け女子の増加率の伸びが大きい。64歳以下に比べて、65歳以上の高齢保護観察対象者は家族と同居しておらず、単身で生活している割合が高く、無職の者が多いなど、更生に当たっての障壁を有する者が少なくない。

## **(4) 高齢出所受刑者及び高齢仮釈放者の実態と意識**

ここでは、出所直前的高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者に対する調査結果を分析した。

高齢出所受刑者に対する意識調査においては、犯罪原因の認識、金銭困窮状況、健康状態、出所後の心配事等、幅広い領域に関して、回答を求め、その結果を分析した。

金銭面では、半数以上が金銭困窮状況に陥ったことがあると回答していた。定職に就いていたとする者でも4割近くが金銭困窮状態に陥ったことがあるとしており、仕事があっても経済的に決して恵まれているわけではないことがうかがわれた。

健康面では、「健康でいられるのは自分しだいである」と健康のための自らの心掛を大切に考える割合が最も高かったが、高齢層になるほど、健康でいられる理由を「神様のおかげ」、「医者のお腕しだい」等、自分以外のものに求めようとする傾向が強まっていた。

現在の心境面では、若いころとは異なる、日々の楽しみを見いだそうとする気持ちがある一方で、これまでの人生を振り返ると決して充実したものではなかったし、これからも悪いことが起こるのではないかという不安が高年齢層ほど強いことがうかがわれた。また、身体、精神機能の衰えなどを自覚し始めてはいるが、うまく対処できないで精神的な不安定感が増している様子もうかがわれた。

他方、調査対象となった高齢仮釈放者も様々な問題を有することが分かった。

例えば、同居者を見ると、配偶者との同居率が低くなり、更生保護施設や他の親族との同居率が高くなり、受刑を契機として家族関係に不安定な変動があったことがうかがわれる。刑務所出所前の帰住予定先と出所後のアンケート記載時点における実際の同居者の一致の度合いは必ずしも高くはなく、例えば、受刑中に配偶者や子供を帰住予定先としても、出所後予定どおり同居できていない者も少なくない。

経済状態に関連しては、仕事に就いていると回答した者の割合が少なく、病気なので仕事ができない者や就労を望んでいながらまだ見つからないと答えた者もかなりいることや、生活費の入手先として公的年金を挙げた者が一般高齢者に比較して顕著に低いこと等が分かった。

現在の健康に関する悩みとして、経済上の問題、看病や介護についての不安、病院に行っても治らないのではといった健康についての悲観的な考えなどを持つ者もおり、健康上の問題も小さくないことが分かった。

様々な問題を抱える高齢仮釈放者であるが、保護観察とのかかわりで見ると、大多数の者が生活の報告をしたとしている一方で、現在の生活で「健康がすぐれないこと」、「仕事がないこと」と答えた者の中でも、保護司に、それぞれ「健康の悩みや心配ごとについて相談した」、「仕事の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約半数強、「お金がないこと」、「頼れる者がいないこと」と答えた者のうち、保護司に、それぞれ「お金の悩みや心配ごとについて相談した」、「人間関係の悩みや心配ごとについて相談した」と回答した者は約2割強に過ぎないことが分かった。

### 3 まとめと課題

高齢受刑者及び高齢仮釈放者に対する意識調査の結果からは、彼らが人生の終期を迎える準備に入らなければいけないという気持ちを徐々に強めてはきているが、他方で、様々な現実的な問題から抜け出せていないこともあり、矛盾した感情、思考が整理できないまままでいることがうかがわれた。

こうした高齢受刑者等の個々の悩み、不安等を適切に把握し、解消させるような働き掛けを行い、彼らの人生の質を少しでも向上させていくことが今後の課題といえよう。

また、生活の中で様々な悩みや心配ごとを抱えている高齢仮釈放者の処遇に当たっては、そのニーズを保護観察の処遇者が適切に把握し、必要な援助や働き掛けを実施していく必要がある。

本研究は、高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の実態、特に施設内のみならず社会内での生活をしていく上での問題点等にも調査対象を広げたものであり、現状の高齢犯罪者が更生していくための課題等に関して意識調査等を通じて分析し、取りまとめたものである。本報告書の成果が、今後の高齢犯罪者の再犯防止のための処遇等の在り方を検討する上での基礎資料となれば幸いである。

研究部長

窪 田 守 雄

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	Ⅱ－4－(2)
評価対象	検察権行使を支える事務の適正な運営		
所管部局	刑事局		
評価方式	実績評価方式		

## 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。			
<b>達成目標1</b>			
適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。			
指標	通訳人に対する研修の実施状況	目標値等	－
<b>達成目標2</b>			
犯罪被害者等に関する施策を充実させる。			
指標	被害者支援員に対する研修の実施状況	目標値等	－
<b>達成目標3</b>			
検察に関する広報活動を積極的に実施する。			
指標	広報活動の実施状況	目標値等	－（実施回数について、対前年度増（平成18年度：1万2,999回））

## 3. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、犯罪の国際化が一段と進んでおり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

### (2) 目的・意図（施策の必要性）

上記のような情勢を背景に、検察に対する国民の期待はますます高まっており、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与することとなる。

### (3) 施策の実施方法

- ア 外国人被疑者に対する適切な捜査に資するため、適正な通訳人の確保に努める。
- イ 犯罪被害者等に対する施策を充実させる。
- ウ 検察に関する広報活動を積極的に実施する。

### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標1から3を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人が関与する事件が増加傾向にあることから、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保するため達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる」を設定した。

そして、その達成度については、通訳人を巡る実務上の諸問題についての検討を踏まえ、通訳人に対し、具体的にどのような研修を実施したかにより評価することが適当であることから、指標として、「通訳人に対する研修の実施状況」を設定した。

イ 平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、検察においても犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められていることから、達成目標2として、「犯罪被害者等に対する施策を充実させる」を設定した。

そして、その達成度については、犯罪被害者保護・支援に関する種々の施策のうち、検察庁に相談窓口を求めて来庁する犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護・支援に係る諸制度や関係機関に関する説明・情報提供を適切に実施することが基本的事項として求められており、このため、これに従事する地方検察庁に配置されている被害者支援員のスキルアップは必要不可欠であることから、これら被害者支援員に対し、必要な知識・技能を習得させるため、どのような研修を実施したかを検証することが適当であるので、指標として、「被害者支援員に対する研修の実施状況」を設定した。

ウ さらに、検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠であるから、達成目標3として、「検察に関する広報活動を積極的に実施する」を設定した。

そして、その達成度については、どのような内容の広報活動を、どのような年齢層に対し、どの程度実施したかを総合的に評価することが適当であることから、指標として、「検察広報の実施状況」を設定した。

#### 4. 測定方法等

平成19年度における研修及び広報活動の実施状況を把握の上、それぞれの達成目標について評価する。

#### 5. 評価結果等

##### 【達成目標1】

##### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

平成19年6月28日から29日までの2日間、中央研修として全国の地方検察庁から推薦された通訳人50名が参加する通訳人セミナーを開催し（別紙1日程のとおり）、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義及び裁判員制度についての説明並びにベテランの通訳人及び外国人が関与する事件の捜査・公判を担当している検察官らによる講義を行うことにより、通訳として必要な心構え及び知識の習得を図るとともに、通訳人と検察官との意見交換を行い、情報提供等の場を設けた。

##### (2) 必要性

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は全体として増加基調が続いており、平成18年中の外国人被疑者数は約2万8千人に上っている。これらの外国人が関与する事件に適切に対応すべく、検察庁では平成19年12月現在で5,479人の通訳人の登録を得て

いるところ、適正な捜査の実現には正確・公正な通訳が必要不可欠であり、全国の通訳人全体について通訳能力を高める必要がある。通訳人セミナーはこの要請に応えるものであり、平成19年までの全14回の開催で、全国から延べ631名の通訳人の参加を得て、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させている。

適正な捜査の実現のための正確・公正な通訳は、検察権の適正な行使とも密接に関連することから、行政において本施策を実施する必要性が認められる。

### (3) 効率性

中央において研修を行うことで、全国均一的な通訳人の能力向上及び統一的な情報の提供が図られていること、講師である通訳人や検察官の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えていることから、本施策は効率性が高いと認められる。

### (4) 有効性

通訳人セミナー終了後にアンケートを実施したところ、手続や制度についての理解を深めることができたとの意見が多数あったことから（「別紙2事後アンケート集計結果のとおり」）、捜査に必要とされる知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えが習得され、通訳人としての資質の向上に役立つものであったと考えられ本施策の有効性が認められる。

## 【達成目標2】

### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

平成19年10月23日、全国の地方検察庁から被害者支援員71名が参加する被害者支援員中央研修を開催し（別紙3日程のとおり）、日本司法支援センター犯罪被害者支援室及び被害者支援都民センター等の職員による講義並びに刑事局職員による被害者支援員の役割、被害者支援に伴う検務事務及び被害者関連の刑事訴訟法の説明を行うことにより、被害者支援員としての心構え、必要な知識及び技能の習得を図るとともに、「関係機関・団体等との連携その他の支援の現状と今後の支援の在り方について」をテーマとして被害者支援員と日本司法支援センター犯罪被害者支援室職員との意見交換を行い、その情報共有の場を設けた。

### (2) 必要性

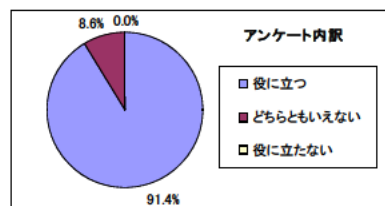
「犯罪被害者等基本計画」においては、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化等が盛り込まれ、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう努めることが求められていることから、被害者支援員に必要な知識及び技能等の習得を図るため、本施策を実施する必要性が認められる。

### (3) 効率性

中央において研修を行うことで、全国均一的な被害者支援員の資質能力の向上及び統一的な情報の提供が図られていること、講師や刑事局職員の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えていることから、本施策は効率性が高いと認められる。

#### (4) 有効性

研修後に実施したアンケートにおいて、91.4%の参加者から本研修が役に立つ旨の評価を得ていることから、本研修によって、被害者支援員に必要な知識及び技能等が修得され、被害者支援員としての資質及び能力の一層の向上が図られたものと認められ、本施策の有効性が認められる。



なお、本研修の内容については、庁内誌に掲載し、他の職員への周知を図っているところである。

#### 【達成目標3】

##### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

###### ア 各検察庁における実施状況及び内容

検察庁における広報活動として、

###### 「移動教室」

検察庁において、庁舎見学や広報ビデオの上映のほか、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布、法務史料展示室見学、庁舎見学、模擬取調べ、司法制度改革の概要説明等）

###### 「出前教室」

検察職員が学校等に出向くなどして、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布、模擬裁判、司法制度改革の概要説明、座談会等）

###### 「刑事裁判傍聴」

刑事裁判傍聴を行うとともに、検察に関する質疑応答等を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布、法務史料展示室見学、裁判所の法廷施設見学、司法制度改革の概要説明、座談会等）

を実施し、そのほかに、検察官の業務内容や司法制度改革に関する講話・講演、地元放送局のラジオ番組への出演や新聞・広報誌への寄稿、各種イベント会場における周知広報などを実施した。

移動教室等における検察に関する説明等の具体的な実施内容については、以下の表のとおりである。

実 施	具 体 的 な 内 容
検察に関する説明	刑事手続の流れ、捜査・公判手続、検察庁の概要・業務、検察官の仕事など
庁舎見学	検務事務執務室、証拠品保管庫、記録保管庫、被害者等相談者室、取調室など
広報用ビデオの上映	○「検察の役割－社会正義の実現のために」



	<p>ある殺人事件を例として検察庁における一連の 手続を説明</p> <p>○「被害者とともに」 一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手続について説明</p> <p>○「法と正義の守り手・検察庁」 小学生がスリを目撃することに端を発し、警察による検挙から公判における検察官の役割など子供にも分かりやすい表現で一連の刑事手続を説明</p>
パンフレットの配布	「検察庁のしおり」、「犯罪被害者の方々へ」、「司法制度改革」、各庁独自のパンフレットなど
模擬取調べ・模擬裁判	参加者が、検察官、裁判官、弁護士等に扮しての取調べ・裁判の実施や職員による取調べ状況の再現など

平成19年度の検察庁における各種検察広報活動は、小学生から一般に至る幅広い層の国民に対して1万7,969回実施され、また参加人数は448万6,566人であることから、前年に比較して、実施回数は約1.4倍、参加人数は約5.3倍に増加している。19年度の実施回数・人数の詳細は以下の表のとおりである。

年齢層別	実施回数	参加人数（概数）
小学生	41回	1,696人
中学生	320回	14,741人
高校生	315回	22,890人
専門学校生	54回	3,528人
大学生（大学院生を含む）	188回	10,418人
一般（※注）	17,051回	4,433,293人
合 計	17,969回	4,486,566人

※注 一般のうち、講演会・説明会等の説明広報回数は9,454回（55.45%）、349,731人（7.89%）であった。その他は協力依頼、各種イベント会場やマスコミ等を利用した周知広報活動などが該当する。

上記説明広報のうち、会社員を対象としたものは2,607回（27.58%）、120,72

2人（34.52％）であり、公務員・教員を対象としたものは1,372回（14.51％）、52,662人（15.05％）であり、このほかは、対象を限定せず、広く一般を対象としたものが該当する。

（単位：回）

指 標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
広報活動の実施 状況(実施回数)	469	739	3,009	12,999	17,969	対前年度増

#### イ 検察庁ホームページについて

平成14年8月、最高検察庁において検察庁ホームページを開設し、検察官・検察庁に関する説明、検察庁所在地等を掲載するとともに、移動教室等プログラムの広報活動や広報ビデオ等の紹介を行っているところ、平成19年度については、ホームページの更新を各検察庁で行えるようにプログラムを改修するとともに、トップページの刷新や広報活動の実施状況の最新情報の掲載等を行うなどして、ホームページのより一層の充実を図った。なお、アクセス件数は、約73万2,751件であった。

#### （2）必要性

検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠であり、また、検察広報を実施することにより、現在、進展している司法制度改革に対する国民の理解が得られることとなるため、現段階において積極的に広報活動を推進する必要性が認められる。

#### （3）効率性

広報活動の実施状況については、各検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしている。具体的には、各種イベントやマスコミを利用した広報を実施しているほか、ホームページの継続的運用、全国統一的なパンフレットの作成や広報対象に合わせた効果的な資料作成などにより、効率的な広報に努めている。

#### （4）有効性

平成18年度と比較して、より多くの国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報を行う機会を設けることができたことから本施策は有効であったと考えられる。

### 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、各施策の必要性、効率性、有効性はともに認められることや、基本目標の実現には不断の取組が必要であるので、今回の評価結果については、以下のとおり反映させていきたい。

#### 【達成目標 1】

今後とも、本施策を継続するとともに、研修後実施したアンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして、効果的な教育方法を検討していく。また、適正な通訳人を確保する上での新たな政策の必要性も含めて検討し、通訳人の質的向上のための政策を進めていくことにする。

#### 【達成目標 2】

今後とも、犯罪被害者基本法及び同基本計画を踏まえ、犯罪被害者等の保護・支援に係る諸制度や関係機関に関する説明・情報提供等の活動を継続するとともに、被害者支援員が当該活動を適切に行う上での新たな政策の必要性も含めて検討し、被害者支援員の質的

向上のための政策を進めていくことにする。

#### **【達成目標 3】**

今後も幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁においてホームページの内容充実を図って積極的に運用し、より効果的かつ効率のよい検察広報活動の在り方を検討しながら、広報活動を展開し、「検察に対する国民の理解と協力を得る」ために更に努力をしていくことにする。

### **7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）**

#### **【達成目標 1】**

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）  
第3-3-(2) 通訳体制の確立

#### **【達成目標 2】**

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）
- 「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月閣議決定）  
V-第2-3-(1)-イ

#### **【達成目標 3】**

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）  
第1-1-(4) 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進

### **8. 備考**

平成19年度通訳人セミナー日程

別紙1

日程 平成19年6月28日(木)～29日(金)

場所 法務総合研究所第6教室

月日	時間	事項
6 月 28 日 (木)	13:10	集合
	13:30～13:45	開始式
	13:45～14:45	講義(1) 「刑事手続法について」 刑事局付(公安課)
	14:45～15:00	休憩
	15:00～15:20	説明 「裁判員制度について」
	15:20～16:20	ビデオ上映 「裁判員制度—もしもあなたが選ばれたら—」
	16:20～16:40	質疑応答 「裁判員制度について」 刑事局付(裁判員制度啓発推進室)
	16:40～16:55	休憩
16:55～18:10	講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」 通訳人	
6 月 29 日 (金)	9:30	集合
	9:35～10:45	講義(3) 「刑事実体法について」 刑事局付(公安課)
	10:45～11:00	休憩
	11:00～12:00	講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」 東京地方検察庁検事
	12:00～13:00	休憩(昼食)
	13:00～14:30	検察官との座談会 ※第4教室, 共用会議室, 図書資料室
	14:30～14:40	休憩
	14:40～15:00	終了式(解散)

## 第 14 回通訳人セミナー事後アンケート集計結果

H 1 9 . 7

※なお、集計に当たっては、回答方式が文章形式のため、回答内容が類似するものについては、とりまとめて集計している。(コメント後の数)

## 1 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容について、御感想や御意見、御要望を記載してください(分かりやすかった点、あるいは逆にもう少し説明してほしい点など)。

## (1)「刑事手続法について」

- 新しい手続(公的弁護制度、即決裁判制度)について重点的に丁寧に説明してもらい、よく理解できた。 15
- 通訳業務に必要な刑事手続きについて理解できた。 10
- 資料があったので分かりやすかった。 9
- 今までこのような説明を受けたことなかったが、説明が分かりやすく理解できた。 4
- これまで経験で学んだことを整理できた。 2
- もう少しゆっくり説明してもらいたかった。 2
- 捜査全体の流れを通訳人が把握していれば、より正確な通訳と円滑な捜査ができると思う。
- 専門用語について説明があれば良かった。
- 例外的な手続きについても説明があれば、より良かった。
- 内容を絞って、実際に現場でよく関わる部分を取り上げてもらいたかった。

## (2)「裁判員制度について」

- 説明を聞いたりビデオを見て、裁判員制度を理解することができた。 27
- 裁判員制度が始まったときに、通訳人がどう関わるのかを教えてもらいたかった。 2
- 裁判員制度に興味を持った。 3
- 分かりやすい説明だった。 3
- 裁判員制度が導入されると大変だと思うが、頑張りたい。 2
- ビデオは面白かった。
- 裁判員に選ばれたら、積極的に参加したい。
- 新しい制度へ切り替わる真っ只中にいることを実感した。
- 裁判員は被告人の立場に立って考えるべきだと思った。
- 通訳に関わる事件の場合、あらかじめ綿密な準備が大切になると思った。
- 英語のパンフレットもあったのが良かった。
- 外国人向けへのビデオや説明文など充実して欲しい。
- 国民が不利益を被ることのないように詳細な説明をしてもらいたい。

## (3) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

- 実務経験の豊かな通訳人からプロの通訳人としての技術、心構えなどを話してもらって色々と勉強になった。 2 5
- 通訳人は公正・中立な立場で通訳をすることが必要だと認識した。 6
- 忠実に、正確に、迅速に通訳するということを再確認できた。 4
- 正確な通訳のためには、取調べの前出来るだけ情報収集するなど、積極的な姿勢が必要だと感じた。 2
- もっと時間があると良かった。 2
- 情報管理の視点から通訳中のメモ等は破って捨てるという点は、これまで考えてなかったことであり勉強になった。
- 根本的な通訳人の職業倫理は共通していることを再確認できた。
- 自分が苦勞していたことや悩みについて共感できて安心した。
- 検察官にも、何人かに聞いてもらえれば良かったと思う。
- 地方の通訳人も講師とした方が良い。
- 講師は、年齢、経験、性別、地域等が異なる通訳人が良い。
- もっと技術向上のための話もして欲しかった。
- もっと具体的な体験談を聞きたかった。

## (4) 「刑事実体法について」

- 具体例をたくさん挙げて説明してもらえたので、理解することができた。 8
- 刑事実体法について勉強する機会がなかったので、良い勉強になった。 8
- 難しい内容であったが、今後勉強していきたい。 6
- 刑事実体法を理解することにより、検察官の質問を理解することができ、通訳に役に立つと思う。 4
- プロの検察官の姿勢を学んだ。 2
- 資料を参考にしながらの説明であり、分かりやすかった。 2
- 難しい内容だったので、パワーポイント等を使ってもらえれば、より理解できたと思う。 2
- 刑法の条文を見ながら説明を聞くことで、刑法が身近に感じられた。
- 刑法上の難しい法律用語を通訳人に理解させる良い機会だった。
- 外国人の犯罪事例を使って説明してもらえればより良かった。
- もう少し分かりやすく説明してもらいたかった。
- 専門用語が難しかった。

## (5) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」

- 通訳は正確であることが重要だということを再認識した。 1 0
- 不明な点等あれば、遠慮なく検察官に質問すべきことを学んだ。 7
- 直接検察官の話が聞けて良かった。 6
- ユーモアのある面白い講義で、楽しい時間だった。 6
- 捜査における問題点、通訳人への不満などをもっと遠慮なく指摘してもらいたか

った。 5

- 中立の立場をとるという重要性を再認識した。 2
- もっと質疑応答の時間を増やして欲しかった。 2
- 正確に通訳するためにはもっと精進しなければならないと感じた。
- 検察官と通訳人の意思疎通が必要だと感じた。
- 講義の内容が少なく感じた。

(6)「検察官との座談会」

- 他の通訳人と意見交換ができて、参考になった。 1 2
- 時間が足りなかったのもう少し長い時間とってもらいたかった。 5
- 検察官の生の声を聞く機会はあまりないため、有益であった。 4
- 今回のような情報交換の機会は必要である。 2
- 気軽に話ができる雰囲気、良い座談会だった。 2
- 検察官には様々な捜査方法があり、通訳人も応用力が求められていると思った。  
2
- 検察官と通訳人のコミュニケーションも必要だと思った。 2
- 1班(24名)だったが、もう少し少人数の方が意見を述べやすかった。 2
- 1つの質問の時間を短く区切れれば、もっと多くの人の意見を聞けたと思う。 2
- 他の通訳人の意見を聞いて、仕事内容だけでなく、待遇等についても実態が分かった。 2
- 日本語特有の表現について、どの言語の方も苦労していることが分かった。
- 言語に関係なく、共通の悩みが多いと感じた。
- 口の字に座る配席は良かった。
- 事前にテーマを決めて臨んだ方が意見は述べやすいと思う。
- 検察官が通訳人を見る目が分かり、身が引き締まった。
- もう少しリラックスできる雰囲気作りが必要だったと思う。
- 日頃疑問に思っていることを直接質問できて良かった。
- このような座談会を地方でも開催してもらいたい。
- 犯罪人の引渡しに関する条約等の説明をしてもらいたかった。

2 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程、開催場所、運営方法等について、御感想や御意見、御要望を記載してください。

(1)日程等について

- 妥当 2 8
- もっと長い方が良い。 6

(2)開催場所について

- 妥当 2 2
- 地方別で同様のセミナーを開催してもらいたい。 3

○毎年地方を変えて実施した方が良い。

(3) 運営方法について

○妥当 2 3

○休憩時間が短い。 3

3 本セミナーの内容について

今後、同様のセミナーを開催する場合、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等についての御意見を記載してください。

○外国人被疑者の取調べのロールプレイングをしてもらいたい。 7

○座談会の時間をもう少し増やしてもらいたい。 4

○もっと通訳人どうしが意見交換できる場があった方がよい。 3

○同じ言語どうしの意見交換の場があった方がよい。 4

○ベテラン通訳人との座談会があった方がよい。 3

○裁判の傍聴があると良い。 2

○地検ごとに同様のセミナーを開催してもらいたい。 2

○もっと質問したい人もいたと思うので、質問時間を決める等多くの質問に受け答えるようにしてもらえれば良かった。 2

○検察官との座談会のために、各自で事前に質問や意見を準備しておいた方がよい。

○実際の捜査・公判に関わる講義ばかりだったので役に立った。

○法務省内の見学をしてもらいたい。

○講義は事前にレジュメを配布し、研修員の疑問点をもとに進めてはどうか。

○事前のアンケートをもっと活用してもらいたかった。

○各言語の専門用語と問題点。

○通訳人のレベルに合わせたセミナーも準備してもらいたい。

○過去のセミナーで指摘された問題点についてどのように対応・改善したのか伺いたい。

○講義の資料をスクリーンで表示してはどうか。

○通訳人ホームページにある「通訳に関する裁判例」を取り上げてはどうか。

○言語別の取調べのビデオの上映。

○同時通訳や語学の講習をしてけると良い。

4 教材について

本セミナーで教材として配布しました「刑法入門」、「刑事手続概要」、「捜査と通訳」に関する御感想や御意見、御要望を記載してください。また、これらを含む教材全般についての御意見、御要望（どのような教材を使用するのがいいかなど）も記載してください。

○今後の勉強用資料として活用したい。 1 2

○分かりやすい。 8



- 資料をもらえたことは良かった。 4
- 事前に配布してもらえると良かった。 2
- セミナーに参加しない人にも配布して欲しい。 2
- もっと分かりやすい教材にしてもらいたい。 2
- 他の国の「刑事手続概要」のような資料をもらいたい。
- 各講義の補足説明用の資料があればより良かった。
- 通訳人の協力で「通訳失敗談」のような冊子を作成できないか。
- 対訳集を通訳人が購入して利用できるようにしてもらいたい。
- 対訳集も配ってもらいたかった。
- 刑法と刑訴法の本は、法改正等を盛り込んで改訂した方が良い。
- 漢字が読めない人もいるので、ふりがなのある資料があれば良い。
- 刑法，刑事手続概要，捜査と通訳について，色々な言語のものがあるとより良い。

## 5 その他

その他本セミナーに対する感想がありましたら何でも結構ですので記載してください。

- とても良い経験をする事ができ，勉強になった。 10
- 各地域の通訳人と意見交換ができて良い勉強になった。 13
- 教材及び資料はセミナーの1か月前にもらえれば，疑問点等を事前に準備できる。
- 懇談会で他の通訳の方と意見交換ができた。

## 6 通訳人支援ホームページについて

通訳人支援ホームページに対する要望事項があれば記載してください。

- このようなホームページがあることを知らなかった。 6
- まだ見ていないので，今後見てみたい。 4
- 新しい制度の説明と訳文があると良い。 3
- 積極的にPRすべきである。 3
- 以前ID等を教えてもらったがアクセスできなかった。 2
- アドレスを教えてもらいたい。
- 通訳人掲示板を作ってもらいたい。
- 「裁判例や報道から」というページに特殊な国際的犯罪に関する裁判例も掲示してあると良い。
- 各都道府県の通訳人の情報の掲載。
- 各地で開催される研修会等の案内。
- 法律用語対訳集の掲載。
- せっかくのホームページなので，更新した方が良い。

平成19年度被害者支援員中央研修  
日程

別紙3

日程 平成19年10月23日(火)

場所 法務省大会議室(地下1階)

月日	時間	事項
10 月 23 日 (木)	9:45	集合
	10:00 ~ 10:15	開始式
	10:15 ~ 10:30	刑事局説明 「被害者支援員を巡る動き」 刑事局職員
	10:30 ~ 11:30	講義 (社)被害者支援都民センター職員
	11:30 ~ 12:30	休憩
	12:30 ~ 14:30	刑事局説明 「検務事務・被害者刑訴等」 刑事局職員
	14:30 ~ 15:30	講義 日本支援センター職員
	15:30 ~ 15:45	休憩
	15:45 ~ 18:00	全体協議 「関係機関・団体等との連携その他の支援の現状と今度の支援の在り方について」 アドバイザー：日本支援センター職員
18:00 ~ 18:10	終了式(解散)	

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	Ⅱ－5－(3)
評価対象	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進		
所管部局	矯正局		
評価方式	実績評価方式		

## 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。			
<b>達成目標</b>			
要員確保のために必要な民間委託を推進する。			
指標 1	民間委託率	目標値等	対前年度増
指標 2	PFI事業の実施状況	目標値等	事業の円滑な実施

## 3. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

刑事施設の過剰収容状況の長期化による収容関係業務の大幅な増加に伴い、職員の精神的・肉体的負担が増大しており、その結果、被収容者に対する適正な矯正処遇の水準を維持することが極めて困難な状況となっている。

また、刑事施設における民間委託は、政府の行政改革の重要方針である「総人件費改革の実行計画」を受けて、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の「重点事項の取組」として決定されているところである。

### (2) 目的・意図（施策の必要性）

職員の過重負担を解消することにより、矯正処遇の充実を図り、被収容者の改善更生に役立てるためには、刑務官等の要員の確保が不可欠であり、職員の増員によってもなお不足する要員については、民間委託を積極的に推進・展開することで、必要なポストへの職員配置を確保していくとともに、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業を着実に推進していく必要がある。

### (3) 施策の実施方法

刑事施設内の総務部及び処遇部における職務分担の見直しを図り、「民間ができることは民間に」という原則の下、民間委託を積極的に推進することにより配置職員を確保することで、被収容者の処遇に携わるべき職員を処遇部門に配置し、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実を図る。併せて、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業について、民間の資金、ノウハウ等を最大限に活用し、円滑に事業を実施していく。

### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標である「過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確

保する」を達成するに当たっては、刑務官等の職員について、被収容者の処遇に直接携わる配置箇所<sup>※5</sup>に再配置をすることが必要であり、そのためには、被収容者の権利制限といった公権力行使の業務を除く、職員以外による実施が可能な業務（庁舎周辺警備・差入窓口受付業務等の非権力的業務）を精選し、その民間委託を推進していくことが必要であることから、「要員確保のために必要な民間委託を推進する」を達成目標として設定した。また、その達成度合いについては、民間委託の推進の結果、職員数に占める民間委託ポスト数の割合がどのように変化したかによって測ることができることから、「民間委託率」を指標とした。

また、上記達成目標については、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業がどの程度円滑に実施されたかという観点から評価することも必要であることから、「P F I 事業の実施状況」を指標とした。

#### 4. 測定方法等

指標1については、平成20年3月31日現在において、平成19年度予算に基づき、刑事施設で実施した民間委託ポスト数を、同年度の刑事施設の職員数で除した割合で測定する。

※ 民間委託ポスト数（委託人員）／職員数

（参考）平成16年度 1.22パーセント

平成17年度 3.50パーセント

平成18年度 4.74パーセント

指標2については、平成19年度におけるP F I 事業の実施状況を総括的に把握する。

#### 5. 評価結果等

##### （1）平成19年度に実施した政策（具体的内容）

刑事施設の過剰収容状況の長期化による収容関係業務の大幅な増加に伴う、職員の精神的・肉体的負担を軽減することを目的とし、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の「重点事項の取組」に基づき、刑事施設における非権力的業務について民間委託を実施し、円滑な導入を図った。

また、P F I 事業として運営を行う以下の三つの刑務所について、最大限の民間活用を図ることで国の職員の増員幅を抑制しつつ、円滑な運営を実現した。

- ・ 美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市） 平成19年4月運営開始
- ・ 喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市） 平成19年10月運営開始
- ・ 播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市） 平成19年10月運営開始

##### （2）必要性

刑務所の過剰収容による職員の過剰負担の軽減や、受刑者の処遇環境の改善のため、刑務官等の要員の確保及び過剰収容対策としての刑務所の新設が必要不可欠であったところ、こうした新設刑務所を始めとする刑事施設の要員の確保については、政府が推進する総人件費改革の趣旨を踏まえ、国の職員の増員幅をできる限り抑制しなければならない現状にあった。このため、職員の増員をもってしてもなお不足する要員について、民間委託を積極的に推進することで、必要なポストへの職員配置を確保するとともに、新設刑務所の運営をP F I 事業とした上で、さらに構造改革特区制度を活用して、公権力の行使にかかわる事務の一部を含めた大幅な民間委託を実施する必要があった。

##### （3）効率性

被収容者の権利制限といった公権力行使の業務を除く、職員以外による実施が可能な業務（庁舎周辺警備，差入窓口受付業務等の非権力的業務）を精選し，その民間委託を推進することで，刑務官等の職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置をするなど，適正な矯正処遇のための条件を整えることが可能となり，かつ，より少ない人員及び予算による刑事施設の運営が可能となることから，民間委託の推進が効率性の高い手法であると認められる。

また，刑務所PFI事業については，美祢社会復帰促進センターについてはおおむね5割，喜連川及び播磨社会復帰促進センターについてもおおむね3割程度の業務量の民間委託が可能になるものと試算して，平成19年度組織・増員要求を行い，想定どおりの定員措置を達成した（各施設の必要職員数の想定と実際に措置した国の職員定員については表1のとおり）。

なお，刑務所PFI事業では，国は事業者に対して要求水準等の内容が満たされているかを確認するため，定期又は随時のモニタリング（監視）により，事業者の債務履行状況の確認を行い，提供するサービスの質が低下しない仕組みとしている。三つの事業における平成19年度のモニタリング結果では，施設の維持管理業務，総務関係業務，警備業務，受刑者の処遇関連業務など，多岐にわたる施設運営全般において，おおむね良好な状態を実現できており，いずれの施設においても同規模の一般的刑務所と比較して少ない職員定員でありながら，効率的な運営がなされているものといえる。

表1 各施設の必要職員数と平成19年度定員

	必要職員数	平成19年度定員
美祢社会復帰促進センター	249人	123人
喜連川社会復帰促進センター	358人	251人
播磨社会復帰促進センター	225人	153人

#### （4）有効性

刑事施設における民間委託率は，次表のとおりであり，平成18年度には4.74パーセントであったところ，平成19年度においては5.94パーセントと増加し，こうした民間委託の推移により，総務部及び処遇部における業務負担を見直し，職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置することができた。この結果，処遇部門においては，警備及び処遇，教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで，被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られるなど，有効性が認められる。

（単位：パーセント）

指 標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値
民間委託率	—	1.22	3.50	4.74	5.94	対前年度増

また，表1の三つのPFI刑務所では，受刑者の処遇の決定や，受刑者に対する直接の指示，実力行使などの権力性の強い事務は国の職員が行う一方，構造改革特区制度を活用した大幅な民間委託により，特に，民間のノウハウを活用した職業訓練や各種教育プログラムの実施など，充実した矯正処遇の実施を展開している（各施設における主なものは表2のとおり）。

このように，いずれの施設においても，国の職員定員を可能な限り抑制している一方，

民間のノウハウ・要員を最大限に活用しながら、特色のある職業訓練及び教育プログラムなどを企画・実施しており、基本目標として掲げた民間委託の推進による充実した矯正処遇の実現のために、PFI事業の実施は有効であるものといえる。

表2 各事業の主な職業訓練・教育プログラム

	職業訓練	教育プログラム
美祢社会復帰促進センター	○点字専攻科 ○医療事務科 ○テクニカルIT科 ○プログラムシステム設計科	○反犯罪性思考プログラム(※3) ○アディクションコントロールプログラム(※4) ○被害者の視点を取り入れた教育
喜連川社会復帰促進センター	○DTP専攻科(※1) ●調理師科 ●ホームヘルパー科 ●コールセンター科	○グループセッション手法プログラム(※5) ○行動適正化プログラム(※6) ○各種特化ユニットプログラム(※7)
播磨社会復帰促進センター	○社会奉仕技能科 ○農業科 ●MOS取得科(※2)	○基礎講座(グループミーティング) ○薬物依存離脱指導 ○各種特化ユニットプログラム(※8)

●は平成20年度から実施

- ※1 DTP専攻科  
パソコンによる印刷物作成の訓練
- ※2 MOS取得科  
マイクロソフトオフィススペシャリストの資格取得を目指した訓練
- ※3 反犯罪性思考プログラム  
衝動的な反応を抑え、反犯罪的な思考への働きかけを行うプログラム
- ※4 アディクションコントロールプログラム  
薬物使用に至る状況・内面的要因への気づきを促し、対処方法の学習、回復への動機付けを行うプログラム
- ※5 グループセッション手法プログラム  
自己の古い価値観への気づきを促し、新しい価値観を身に付けることを目指し、各工場で10数人のグループを編成して行うプログラム
- ※6 行動適正化プログラム  
自己の認知のゆがみに気付かせ、内部から行動を修正し、適切な対処方法の習得を目指すプログラム
- ※7 各種特化ユニットプログラム  
脳トレーニング、フラワーセラピー、作業療法プログラムなど
- ※8 各種特化ユニットプログラム  
クラウニング講座、SST(社会適応技能訓練)講座、作業療法プログラムなど

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

平成19年度における評価結果を踏まえ、平成20年度も、刑事施設における民間委託を推進・継続するとともに、美祢・喜連川・播磨社会復帰促進センターの3事業における良好な運営を継続する。また、平成20年10月からの運営開始が予定されている島根あさひ社会復帰促進センター(島根県浜田市)についても、先行事業と同等の民間委託を推進しつつ、円滑な運営が確保されるよう努めることとする。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等(主なもの)

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)
- 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)  
第11条、第11条の2(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例)
- 「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)

## 8. 備考

---

※1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院を総称する言葉。

※2 「民間委託率」

刑事施設で実施した民間委託ポスト数（委託人員）を刑事施設の職員数で除した数。

※3 「PFI」

公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。Private Finance Initiativeの略。

※4 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所を総称する言葉。

※5 「構造改革特区制度」

地域の特性を活かし，特定の区域内において規制の特例措置を適用することにより，当該地域の活性化を促進するための制度。

## 平成19年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	Ⅱ－6－(1)
評価対象	保護観察対象者等の改善更生		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		

### 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。			
<b>達成目標1</b>			
保護観察処遇の充実強化を図る。			
指標1	覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	対前年増
指標2	性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	目標値等	対前年増
指標3	社会参加活動の活動場所の確保	目標値等	前年度の数維持
指標4	保護観察終了者に占める無職者の割合	目標値等	対前年減
参考指標1	保護観察種類別の類型の認定割合		
参考指標2	協力雇用主の数		
<b>達成目標2</b>			
長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。			
指標	中間処遇実施予定者の選定率（実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者）	目標値等	対前年増
<b>達成目標3</b>			
更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。			
指標1	全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員/年間の収容可能人員）	目標値等	対前年度増
指標2	更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数	目標値等	対前年度増



### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

近年、保護観察において、複雑かつ深刻な問題性を抱える、又は就労の確保に困難を伴う等の改善更生が困難な保護観察対象者の割合が増加しており、保護観察対象者等の改善更生を図る上で大きな課題となっている。

#### (2) 目的・意図（施策の必要性）

保護観察対象者等の改善更生を図るため、その基本となる保護観察処遇自体を充実強化し、また、社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者の円滑な社会復帰を促進し、自力では更生が困難な保護観察対象者に対しては、更生保護施設をより積極的に活用することで、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

#### (3) 施策の実施方法

ア 保護観察処遇の充実強化のため、「類型別処遇」<sup>\*1</sup>、「社会参加活動」<sup>\*2</sup>を充実させる。

特に覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国の保護観察所で実施し、また、成人の性犯罪保護観察対象者に対しては、性犯罪者処遇プログラムを全国の保護観察所で実施する。また、保護観察対象者等に対する積極的就職促進支援や保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間事業者である協力雇用主の拡大を図る。

イ 長期刑受刑者を仮釈放させる場合に地方更生保護委員会が行っている中間処遇（仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等）実施対象者の選定を積極化することにより、その増加を図る。

ウ 更生保護施設を積極的に活用するため、更生保護施設に対する委託の増加を図るとともに、SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムを実施する。

#### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇自体の充実強化が基本となることから、「保護観察処遇の充実強化を図る」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、類型別処遇の効果や社会参加活動の充実の程度によって測ることができるとの考えから、指標として、「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」、「性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」、「社会参加活動の活動場所の確保」を設定した。また、就労を確保することは、保護観察対象者が自立した生活を営む上で不可欠であることを踏まえ、保護観察処遇の充実強化の達成度合いを測る更なる指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定した。

イ 基本目標を実現するためには、社会復帰に特に困難を伴う長期刑受刑者に対する措置を講ずる必要があるため、「長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者の割合によって測ることができるとの考えから、その達成程度を図る指標として、「中間処遇実施予定者の選定率」を設定した。

ウ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力で更生が困難な保護観察対象者等にも措置を講じる必要があることから、このような者を保護し専門的処遇を行う「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等

の自立更生を促進する」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な更生保護施設への保護がなされているか、及び自立更生を促進するための専門的プログラムの実施人員により測ることができるとの考えから、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

#### 4. 測定方法等

- (1) 保護観察処遇の充実強化については、保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することは困難であることから、4つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析する。
- (2) 長期刑仮釈放者の社会復帰の促進については、平成19年に、長期刑受刑者の中から選定される中間処遇実施予定者について、選定の調査対象となる仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数と実際の選定者数の割合で測定する。
- (3) 更生保護施設の積極的な活用については、平成19年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。また、更生保護施設におけるSSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

#### 5. 評価結果等

##### 【達成目標1】

##### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

##### ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施（指標1関係）

保護観察所において、覚せい剤取締法違反により受刑した仮釈放者等の自発的意思に基づき、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた尿検査を実施することにより、当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え、もって、断薬意思の維持及び促進を図ったものである。

過去5か年における覚せい剤事犯仮釈放者で保護観察を終了したもののうち、終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は次のとおりである。

（目標値：対前年増）

指 標	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合（%）	41.8%	46.1%	45.9%	48.4%	47.6%

（保護局調査による。平成19年は速報値）

（注）保護観察の成績について

保護観察の成績の評定は、保護観察対象者の改善更生に関し、その居住状況、同居している家族の状況、健康状況、就学又は就業の状況、交友関係及び余暇の利用状況、遵守事項の遵守状況等についての問題の有無及び程度並びに指導監督及び補導援護上の注意の要否及び程度について判断し、「良好」、「普通」、「不良」の3段階で評定している。

なお、「良好」の評定基準は、「当該保護観察対象者の改善更生上特に問題がなく、又はやや問題

があっても、指導監督及び補導援護の実施上格別の注意を要しないと認められる状態にあるもの」としている。

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標 2 関係）

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接方法により、認知行動療法<sup>\*3</sup>の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより、当該保護観察対象者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施したものである。

なお、本施策は平成18年から実施されており、過去2か年における性犯罪者処遇プログラム受講者で保護観察を終了したもののうち、終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は次のとおりである。

（目標値：対前年増）

指 標	平成18年	平成19年
性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合	55.6%	65.2%

（保護局調査による。）

ウ 社会参加活動の実施に必要な活動場所の確保（指標 3 関係）

主な社会参加活動として、清掃・環境美化活動、創作・体験活動、介護活動等を実施しているところ、これらの活動の実施を担保するため、関係機関、団体に協力を求めるなどして活動場所の確保を図ったものである。

過去5か年における社会参加活動の活動場所数は次のとおりである。

（目標値：前年度の数を維持）

指標	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
社会参加活動の活動場所の確保	312か所	310か所	298か所	332か所	322か所

（保護局調査による。）

エ 厚生労働省との連携によるトライアル雇用<sup>\*4</sup>等の総合的就労支援制度の実施（指標 4 関係）

法務省及び厚生労働省が連携して、無職の刑務所出所者等に対する積極的、かつ、きめ細かな就労支援を行う「総合的就労支援対策」に加え、平成19年度は、農林水産省、経済産業省等様々な分野を所管する省庁との間で協議を行い、無職の刑務所出所者等が幅広い産業分野において安定的な就労が確保できるよう努めたものである。

過去5か年における保護観察終了者全体（終了時の職業が不詳の者を除く）に占める無職者（定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く）の割合及び無職者数は次のとおりである。

（目標値：対前年減）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全体	23.8% (11,858人)	23.2% (11,488人)	22.3% (10,532人)	21.4% (9,617人)	18.9% (8,561人)
保護観察処分少年	14.6% (3,673人)	14.2% (3,355人)	12.9% (2,787人)	12.5% (2,545人)	10.6% (2,055人)
少年院仮退院者	26.3%	24.1%	23.3%	22.7%	17.9%

	(1,445人)	(1,346人)	(1,230人)	(1,101人)	(830人)
仮釈放者	32.7%	31.3%	29.3%	27.5%	24.4%
	(4,786人)	(4,859人)	(4,575人)	(4,171人)	(4,011人)
保護観察付執行猶予者	40.6%	39.9%	40.6%	38.5%	34.5%
	(1,990人)	(1,928人)	(1,940人)	(1,795人)	(1,665人)

(保護局調査による。平成19年は速報値)

○参考指標1 保護観察種類別の類型の認定割合(平成19年)

「類型別処遇」の実施の前提となる、保護観察対象者全体に占める「覚せい剤類型」及び「性犯罪類型」の認定割合の状況は下記のとおりである。

	覚せい剤	性犯罪
全体	7.3%	4.6%
保護観察処分少年	0.8%	2.1%
少年院仮退院者	3.3%	3.8%
仮釈放者	22.7%	4.2%
保護観察付執行猶予者	10.5%	8.4%

(保護局調査による。)

(注) 保護観察の種類

「保護観察処分少年」とは、家庭裁判所の決定により保護観察処分に付されている者をいう。

「少年院仮退院者」とは、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者をいう。

「仮釈放者」とは、刑事施設等からの仮釈放を許されて保護観察に付されている者をいう。

「保護観察付執行猶予者」とは、刑の執行を猶予され、猶予の期間中、保護観察に付されている者をいう。

○参考指標2 協力雇用主の数について

※ 全国の協力雇用主数及び被雇用者数(各年とも4月1日現在)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
協力雇用主数	5,547	5,745	5,734	5,750	6,556
被雇用者数	492人	597人	655人	685人	678人

(保護局調査による。平成20年は速報値)

(2) 必要性

(1)に掲げた施策はいずれも、犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものであり、保護観察対象者の改善更生を図るために必要なものである。

(3) 効率性

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施(指標1関係)について  
本施策は、覚せい剤事犯保護観察対象者が自発的意思により簡易尿検査を定期的  
に受けることによって、当該保護観察対象者が家族や周りの人々の信頼を得ると  
ともに、自信を持つことができるため、その他の生活指導や薬害教育と組み合わせて  
実施することにより、自発的な断薬意思の強化につながるという点で、効率的な  
ものであると考えられる。

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施(指標2関係)に  
ついて

本プログラムは、矯正局及び保護局において、性犯罪者に対する効果的な処遇を  
実施するため、先行する海外の知見や専門家の意見を基に、科学的・体系的に策定

したものであり、矯正施設及び保護観察所において処遇情報を共有する等、処遇に一貫性・連続性を持たせて実施していることから、効率的なものであると考えられる。

ウ 社会参加活動の実施に必要な活動場所の確保（指標 3 関係）について

社会参加活動は多くの保護観察対象少年を一度に集めて行うものであり、個別的な処遇と比較して効率的な処遇の実施が可能である。

エ 厚生労働省との連携によるトライアル雇用等の総合的就労支援制度の実施（指標 4 関係）について

保護観察対象者の就労の確保については、これまでは主として保護観察所における個別的就労指導を行っていたが、法務省と厚生労働省が連携することで、保護観察所と公共職業安定所が総合的に、かつ、強力に就労支援事業を進めた結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が低下したことから、厚生労働省との連携により効率的に就労支援が行われたものといえる。

（4）有効性

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施（指標 1 関係）について

覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を積極的に実施している。保護観察が終了した覚せい剤事犯仮釈放者のうち、保護観察終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は、平成18年の48.4パーセントから47.6パーセントへとやや減少しているが、施策実施前の平成15年における成績が「良好」であった者の占める割合である41.8パーセントに比べ、5.8ポイント上昇していることから、本施策は有効であったと考えられる。

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標 2 関係）について

性犯罪保護観察対象者に対し、平成18年から導入された性犯罪者処遇プログラムを実施した結果、同プログラムを受講した者で保護観察を終了したもののうち、保護観察終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は平成18年の55.6パーセントから65.2パーセントへと9.6ポイント上昇した。同プログラムは我が国に先駆けて諸外国で実施されてきた性犯罪者処遇プログラムに用いられている認知行動療法）の一技法である「リラプス・プリベンション」を基本技法として取り入れたもので、同技法を取り入れた処遇プログラムは諸外国において再犯防止効果が認められており、その信頼性は高く、相応の効果が期待できるところ、今後もプログラムの内容を充実させることで、性犯罪者処遇の一層の充実強化が期待できることから、本施策は、有効であったと考えられる。

ウ 社会参加活動の実施に必要な活動場所の確保（指標 3 関係）について

社会参加活動の活動場所については、平成19年度は322か所と平成18年度の332か所に比べて約3パーセント減少している。これは、社会参加活動の参加対象である保護観察処分に付された少年（交通短期保護観察を除く）が、前年の19,475人から17,848人へと約8.4パーセント減少していることが影響しているものと思われる。

しかしながら、社会参加活動を実施した保護観察所における調査では、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養などに関する肯定的な感想が多く寄せられ、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっているといえることから、本施策は有効であ

ったと考えられる。(人数は保護局調査による。なお、平成19年の保護観察処分に付された少年の人数及び同年度の活動場所数は速報値である。)

エ 厚生労働省との連携によるトライアル雇用等の総合的就労支援制度の実施（指標4関係）について

総合的な就労支援対策等の結果、平成19年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、前年に比して全体で2.5ポイント減となっており、また、保護観察の種類別を見ても、保護観察処分少年については1.9ポイント、少年院仮退院者については4.8ポイント、仮釈放者については3.1ポイント、保護観察付執行猶予者については4ポイントといずれも減少している。このように、就労支援対策が一定の効果を上げていることから、本施策は有効であったと考えられる。

**【達成目標2】**

**(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）**

長期刑仮釈放者に対する中間処遇は、年間を通じて選定や実施が行われている。

具体的には、①地方更生保護委員会の保護観察官が、刑事施設において長期刑受刑者と面接を実施し、その内容等を踏まえて長期刑受刑者の中から中間処遇実施対象者を選定し、②これにより選定された中間処遇実施対象者が、事後、仮釈放を許す旨の決定を受け、刑事施設から仮に釈放されたときには、一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させ、社会適応訓練等を実施している。

過去5か年における中間処遇実施予定者の選定率、仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数、中間処遇予定者として選定された者の数、仮釈放審理事件新受件数の推移は次のとおりである。

(目標値：対前年増)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
選定率	32.3%	30.4%	29.2%	28.0%	28.6%
長期刑受刑者数	2,310人	2,487人	2,933人	3,182人	3,505人
選定者数	745人	756人	857人	891人	1,004人
仮釈放審理事件新受件数	17,452人	18,665人	17,916人	18,085件	18,127件

(保護局調査及び保護統計年報による。平成19年は速報値)

**(2) 必要性**

長期刑受刑者が社会に復帰するに際しては、特に困難を伴うことが多いことから、その仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇等を行い、その円滑な社会復帰を促進する必要がある。

**(3) 効率性**

長期刑仮釈放者に対する中間処遇については、長期刑受刑者に限らず保護観察対象者の更生に必要な保護を、その者を宿泊させて行う施設である更生保護施設において行っているとともに、特に社会復帰に際して困難な問題が最も生じやすい、仮釈放当初から一定の期間に集中した処遇を効率的に行っている。

**(4) 有効性**

平成19年末における中間処遇実施予定者の選定率は28.6パーセントであり、昨年における選定率(28.0パーセント)と比較して、0.6ポイントの増加となっている。選定率が昨年比で微増したものの、中間処遇実施予定者の前年比増加率12.7パーセントに比べて上げ幅が小さいのは、母数である仮釈放の法定期間を経過している長期刑受

刑者数の前年比増加率が10.2パーセントと高い数値を示していることによるものである。

長期刑受刑者は、犯した罪が重大であることや、その資質面等において複雑困難な問題を有することが少なくないこと、長期にわたり社会から隔離されていることなどにより、その社会復帰に際しては特に困難を伴うことが多いため、仮釈放当初に手厚い処遇が必要となるところ、本施策は、長期刑受刑者の仮釈放当初に、更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適應するための基本的な生活訓練を施すというものであり、社会での生活リズムの確立や金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果を有することが認められるため、本施策は有効であるといえる。

### 【達成目標3】

#### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

平成18年度末に全国更生保護法人連盟とともに策定した更生保護施設職員の研修体系モデルに基づき、平成19年度は酒害・薬害教育プログラムや女子被保護者の研究会等テーマ別特別研修、また、更生保護施設長研修、更生保護施設補導主任中央研修等役職ごとの研修を実施し、更生保護施設職員の計画的、体系的な資質向上を図った。その結果、各施設で専門的自立促進プログラムの導入が推進され、効果的な処遇技法や施設運営の知識を深めた職員による指導により、施設全体の処遇の充実につながった。

ア 過去5か年における全更生保護施設の保護率（年間収容保護人員／年間の収容可能人員）は次のとおりである。（指標1関係）

（目標値：対前年度増）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
73.6%	74.9%	75.1%	75.7%	74.6%

（保護局調査による。）

イ また、過去3か年における更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は次のとおりである。（指標2関係）

（目標値：対前年度増）

平成17年度	平成18年度	平成19年度
6,458人	7,885人	7,927人

（平成17年度に開始した保護局調査による。）

#### (2) 必要性

近年、刑事施設被収容者数が著しく増加していることに加え、厳しい経済社会情勢から犯罪前歴者である保護観察対象者等の自立は、引き続き困難な状況にあり、更生保護施設に保護を求める者の数は高水準にある。このため、自力では更生が困難な保護観察対象者等について、更生保護施設をより積極的に活用し、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行い、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

#### (3) 効率性

自力での更生が困難な保護観察対象者等については、宿泊場所の供与、食事の給与、就職の援助とともにSSTや酒害・薬害教育等の専門的処遇を行う必要がある者が多いところ、更生保護施設においてはこれらの処遇を個別的又は集団的に実施すること

ができることから、本施策は効率的であるといえる。

#### (4) 有効性

平成19年度の数値では、指標1の全更生保護施設の保護率については、平成18年度の75.7パーセントから対前年度比で1.1ポイント減となったものの、更生保護施設職員の研修体系モデルに基づいた各種研修を実施することなどしたことから、職員の専門性が向上し、各施設で専門的自立促進プログラムの実施が推進された。指標2にあるとおり専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数については対前年度比42人の増加（平成17年度に比べると1,469人の増加）となり、更生保護施設内での処遇が充実強化されていることが読み取れる。以上から、更生保護施設の積極的活用を図るとの当該施策は有効であると認められる。

### 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

#### 【達成目標1】

類型別処遇の実施、社会参加活動の実施及び保護観察対象者に対する就労支援活動の実施等が保護観察処遇の充実強化に有効であったという評価結果を踏まえ、引き続き、保護観察処遇の充実強化並びに関係各省との連携を図っての就労支援を推進することとする。

#### 【達成目標2】

中間処遇の実施が、長期刑仮釈放者の社会復帰を促進することに有効であるという評価結果を踏まえ、引き続き中間処遇実施予定者の選定率の向上等中間処遇の積極的実施に努める。

#### 【達成目標3】

全更生保護施設の保護率は若干低下しているものの、更生保護施設における自立促進プログラムの年間実施延べ人数は増加し、更生保護施設の積極的活用を通じた保護観察対象者等の自立更生の促進という目標は達成されているといえる。しかし、刑事施設被収容者等における高齢者の増加や昨今の厳しい経済社会情勢を考慮すると、今後自力では更生が困難な保護観察対象者等は増加していくと考えられる。そのような者の受け入れ態勢を強化するために、更生保護委託費を一層充実させ、更生保護施設職員の人材育成や専門的処遇プログラムの開発、普及を図っていく予定である。

### 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）
- 執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）  
第4-2-⑥＜治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等＞
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）  
Ⅲ-1-（1）＜関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進＞
- 犯罪から子どもを守るための対策（平成18年12月19日犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議改定）  
第一章第一節3（2）＜犯罪防止・再犯防止＞



## 8. 備考

---

### ※1 「類型別処遇」

保護観察対象者の問題性その他の特性に焦点をあて、犯罪や非行の態様等に着目してこれを類型化して把握し、各類型に応じた処遇方針に基づく処遇を実施するもの。

### ※2 「社会参加活動」

保護観察における処遇の一環として、社会性のかん養、自己有用感の獲得等を目的とし、当該保護観察対象者の自発的意思に基づき、清掃活動、野外活動、介護活動などの活動を行うもの。

### ※3 「認知行動療法」

問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを修正させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法をいう。

### ※4 「トライアル雇用」

事業主が、刑務所出所者等を試行的に雇用することにより、正規採用への円滑な移行を促進させる制度。1か月以上の試行雇用を実施する事業主に対し、1か月分4万円、最大3か月分の奨励金が交付される。

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	Ⅱ－6－(2)
評価対象	犯罪予防活動の助長		
所管部局	保護局		
評価方式	実績評価方式		

## 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。			
<b>達成目標1</b>			
社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。			
指標1	市町村実施委員会の未組織地域(数)	目標値等	対前年減
指標2	主な行事の開催回数及び参加人数	目標値等	対前年増
<b>達成目標2</b>			
社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。			
指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得

## 3. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

犯罪や非行は地域社会で発生し、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を促す場もまた地域社会に他ならないことから、更生保護活動の実効性を高めるためには、犯罪や非行の生じにくい地域社会づくりを行うことが重要である。

### (2) 目的・意図(施策の必要性)

近年、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており、犯罪の予防に資する地域住民の取組を充実強化する必要がある。

### (3) 施策の実施方法

代表的な犯罪予防活動として推進している“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進させる。

### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには、国の取組だけでなく、犯罪予防活動に資する地域住民の取組が不可欠であることから、“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進すること及び当該行事内容の充実を図ることを達成目標として設定した。

ア “社会を明るくする運動”への国民の参加を促進することの達成度合いについては、都道府県及び市町村等を単位とする当該運動の実施委員会の未組織地域数の増減や、当該運動の主な行事の開催実績により測ることができるとの考えから、指標として、

「市町村実施委員会の未組織地域（数）」及び「主な行事の開催回数及び参加人員」を設定した。

イ “社会を明るくする運動”の行事内容の充実を図ることの達成度合いについては、行事内容に対する客観的な評価により測ることができるとの考えから、指標として、「中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果」を設定した。

#### 4. 測定方法等

“社会を明るくする運動”への参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を調査するとともに、中央実施委員会が開催する行事に対する参加者のアンケート結果を分析する。

#### 5. 評価結果等

##### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

“社会を明るくする運動”においては、法務省主唱の下、全国の都道府県及び市町村等を単位として実施委員会が構成され、各地方単位において、街頭広報活動、ミニ集会、住民集会等の集会活動、講演会、スポーツ大会等多様な活動が行われている。

また、中央行事として、全国の小・中学生の児童、生徒に犯罪や非行について考える機会を提供する作文コンテスト等を実施している。

ア “社会を明るくする運動”市町村実施委員会の未組織地域数については、次表のとおりであり、平成18年の101市区町村から平成19年は69市区町村に減少しており、より広い範囲で、各実施委員会がそれぞれの地域の实情に応じて活発な運動を展開することで“社会を明るくする運動”への国民の参加促進に寄与しているといえる。

##### ※ “社会を明るくする運動”市町村実施委員会の未組織地域数の推移

指 標	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	目標値
市町村実施委員会の未組織地域数	201	213	155	101	69	対前年減

イ “社会を明るくする運動”の主な行事の開催回数及び参加人数については、次表のとおりであり、作文コンテストについては、参加者が前年度に比して約1万5千人増加している。本コンテストは、多くの児童・生徒に犯罪や非行について考える場を提供する貴重な機会となっている。また、その他の行事については、参加人員の総数は、前年度に比して増加しているものの、開催回数の総数は減少している。この要因も含め、今後も、“社会を明るくする運動”への国民の参加を促進するための方策について、更に検討を進めていきたいと考えている。

※“社会を明るくする運動”の主な行事の実施状況

(目標値：対前年増)

	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	開催回数 (回)	参加人員 (人)	開催回数 (回)	参加人員 (人)	開催回数 (回)	参加人員 (人)	開催回数 (回)	参加人員 (人)	開催回数 (回)	参加人員 (人)
作文コンテスト	—	101,893	—	100,743	—	108,044	—	132,338	—	147,792
うち小学生	—	58,396	—	31,206	—	31,521	—	43,791	—	50,700
うち中学生	—	73,956	—	69,537	—	76,523	—	88,547	—	97,092
街頭広報活動等	7,938	656,135	7,533	615,931	7,869	523,900	7,397	448,755	7,922	488,207
ミニ集会等	16,255	659,891	16,538	685,681	15,963	641,216	14,995	601,743	13,534	564,973
講演会	1,290	205,906	1,223	187,487	1,410	224,302	1,299	192,748	1,122	170,915
弁論大会・標語募集等	1,001	269,700	870	259,729	1,162	268,868	1,164	254,242	1,110	248,097
スポーツ大会	939	226,918	816	236,846	746	185,045	791	195,756	535	141,218
その他	19,931	1,433,851	20,215	1,348,426	22,146	1,325,771	24,944	1,131,925	22,202	1,221,211
合計 (作文コンテストを除く)	47,354	3,452,401	47,195	3,334,100	49,296	3,169,102	50,590	2,825,169	46,425	2,834,621

ウ “社会を明るくする運動”中央実施委員会が開催する行事としては、“社会を明るくする運動”標語の一般募集、作文コンテストのほか、親子が一緒に創作・表現活動を行うことで、親子のふれあいや自分の感情を適切に表現することを学ぶ場を提供する「匠に学ぶワークショップin東京藝術大学vol.5」等があるが、アンケート調査については、行事参加者から直接質問紙による回答を得ることのできるワークショップにおいて実施した。

アンケートの対象は、この行事に参加した親子約120名であり、調査内容としては、ワークショップの参加動機、参加した感想、その他の意見等で、参加した感想についての調査結果は次表のとおりであった。

とてもよかった	102名
よかった	9名
よくなかった	0名
どちらともいえない	1名

また、その他の意見としては、「親子で共同作業ができたことや、子どもが日頃何を考えているのかを知るための親密な時間をもてたことがとてもよかった。」「親子で一緒に過ごす時間や、親の真剣な姿を子どもに見せることはとても大切だと感じた。」など、親子のふれあいの大切さを挙げる意見やこのような行事内容を評価する感想が大部分を占めた。

(2) 必要性

近年、犯罪や非行の抑止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家庭の教育力が弱まっており、“社会を明るくする運動”への参加を通じ、地域住民相互の連帯感を強め、親子関係の改善を図るとともに、犯罪や非行の防止についての理解・協力を得ていく必要がある。

(3) 効率性

“社会を明るくする運動”は様々な団体が参加し、作文コンテストを始めとする多くの行事を実施することで、地域住民各層への犯罪や非行の防止を呼びかけており、単にポスター等の掲示に終始するようなものではなく、国民がそれぞれの立場において参加

する機会を広く提供することにより効果的なものとしている。これらの活動は、全国の都道府県及び市町村等を単位として、運動の趣旨に賛同した機関、団体及びボランティアが参加する実施委員会により運営され、中央において行う行事を作文コンテスト等に限定しつつ、全国各地域での展開を実現しており、行政資源の投入を最小限に抑えた効率性の高い施策になっているものと考えられる。

#### (4) 有効性

達成目標1及び2で設定した指標を見ると、“社会を明るくする運動”市町村実施委員会の未組織地域数は着実に減少し、主な行事の開催回数は減少しているものの、行事への参加人数は、前年に比して増加し、さらに、アンケート調査を実施した行事においても行事内容を評価する感想が大半を占めている状況にあった。

以上のことを総合すると、“社会を明るくする運動”の実施を通じて犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進することができたといえ、本施策はおおむね有効であったと考えられる。

### 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

以上のように本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に評価することができる。今後、より効果的な運動とするための検討を行い、再犯・再非行の防止や更生の援助について、地域住民からの理解をより幅広く得ていくとともに、関係機関・団体等から具体的な協力が得られるような働きかけを行うなど、各地域で実施されている行事内容の更なる改善に取り組むこととしている。

### 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪者予防更生法（平成24年法律第142号）
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）第1-1-④<国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進>

### 8. 備考

## 平成19年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	Ⅱ－7－(1)
評価対象	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施		
所管部局	公安調査庁		
評価方式	実績評価方式		

### 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。			
<b>達成目標1</b>			
国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。			
指標1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	—
指標2	地方公共団体からの情報提供 要請に対する対応状況	目標値等	—
<b>達成目標2</b>			
破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。			
指標	提供情報の正確性、適時性、 迅速性	目標値等	—

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

ア オウム真理教（以下「教団」という。）は、現在も無差別大量殺人行為に関する危険な要素を保持しており、多くの国民が依然として不安感を抱いている。

イ 国際テロや北朝鮮に関する諸問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、こうした懸案を解決するためには、政府・関係機関が確度の高い情報を適時に入手する必要がある。

#### (2) 目的・意図（施策の必要性）

このような状況の中、我が国の公共の安全を確保するためには、

ア 教団の活動状況及び危険性を解明し、要件が整えば再発防止処分の請求を行うほか、関係地方公共団体の長の請求に応じ教団に対する調査結果をより幅広く提供することなどを通じて、教団の有している危険性の増大を防止し、国民の不安を払拭する

イ 政府・関係機関に対し、我が国の公共の安全に関するより確度の高い情報を適時・適切に提供する

ことが必要不可欠である。

### (3) 施策の実施方法

ア 教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開しつつ、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行うなど、教団に対する観察処分を厳正に実施する。また、関係地方公共団体の長からの調査結果の提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。

イ 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供する。また、より確度の高い情報を適時に提供するため、①情報収集及び分析・評価能力の向上、②情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応、③外国関係機関等との連携強化、④情報ニーズの把握を行う。そのほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民への情報提供を行う。

### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには、

ア 達成目標1としている「オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する」ことにより、教団の有している危険性の増大を防止し、国民の不安を解消するとともに、

イ 達成目標2としている「破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する」ことにより、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等我が国の公共の安全の確保にとっての重大な懸案事項に係る政府の施策遂行に寄与すること

が必要となる。

また、達成目標1の達成度合いについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したのか等について総合的に分析することが適当であるとの考えから、指標1として「活動状況及び危険性の解明（立入検査の実施回数）」を設定した。そして、国民の不安感払拭の観点からは、調査を実施するだけではなく、関係地方公共団体の長からの調査結果の提供請求に対しどのように対応したかを測ることも必要であることから、指標2として「地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況」を設定した。

達成目標2の達成度合いについては、我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性を持って政府・関係機関に提供できたかどうかを測ることが適当であるとの考えから、指標として「提供情報の正確性、適時性、迅速性」を設定した。

## 4. 測定方法等

達成目標1については、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）の解明の度合いに基づき評価する（立入検査回数、施設数、動員した公安調査官数、関係地方公共団体に対する調査結果提供件数を含む。）。

達成目標2については、情報の提供状況を検証し、その正確性、適時性、迅速性に基づき評価する。

## 5. 評価結果等

### 【達成目標1】

## (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

### ア 教団施設に対する立入検査等

公安調査庁は、教団に対する観察処分の実施のため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）の規定に基づき、必要な調査を行ったことに加え、平成19年度において、合計18回にわたり、延べ41施設に対し、公安調査官延べ683人を動員して立入検査を実施した。

なお、教団運営をめぐる対立から分裂した上祐派の施設に対しても、上祐派が“新団体”「ひかりの輪」の設立を記者発表した翌日に立入検査を行うなど、教団に対する観察処分を厳正かつ迅速に実施した。

（参考）過去5か年における立入検査実施状況

（単位：回、延べ施設、延べ人）

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
実施回数	20	24	24	19	18
施設数	33	29	32	62	41
動員数	689	559	710	883	683

### イ 教団からの報告徴取

公安調査庁長官は、平成19年5月、8月、12月及び平成20年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在及び用途、教団の資産等の事項等について報告を受けた。

### ウ 関係地方公共団体への情報提供

観察処分に基づく調査結果については、平成19年度において、16関係地方公共団体の長から延べ38回にわたり請求を受け、17関係地方公共団体の長に対し、延べ46回にわたり情報提供を行った（情報提供件数には、平成18年度中に情報提供できなかった2関係地方公共団体の長に対する、延べ3回にわたる情報提供を含む。）。

### エ 団体規制法の施行状況の国会報告

政府は、平成19年4月、団体規制法の規定に基づき、平成18年1月から同年12月までの間における同法の施行状況を国会に報告した。

### オ 教団の活動状況及び危険性

教団については、立入検査や教団からの報告徴取等により、

- 平成20年3月31日現在、国内に出家信徒約500人、在家信徒約1,000人、ロシア連邦内に信徒約300人を擁し、また、国内に15都道府県下30か所の拠点施設及び約80か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- 麻原の死刑判決確定（平成18年9月）後も、依然として麻原及び麻原の説く教義に絶対的帰依している
- 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
- 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんのことなどが認められた。

## (2) 必要性

平成19年度において、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、2地方公共団体及び5団体から教団に対する活動の規制強化などを求める要望書等が提出されるなど、教団に



対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いている。教団は、観察処分が付されている現在も、組織の実態や活動状況を偽ろうとする姿勢が顕著であり、公安調査官による立入検査及び教団からの報告徴取が不可能となった場合、松本・地下鉄サリン事件の際と同様に、閉鎖社会の中で秘密裏に無差別大量殺人行為に結び付く危険な要素を増大させるおそれがある。

こうした状況の中、本政策は、教団の危険性の増大を防ぎ、我が国の公共の安全を確保する上で必要性の高いものであると考える。

### (3) 効率性

教団の実態を解明する上で、仮に観察処分がないとすれば、教団の活動状況及び危険性などに関する情報は、公安調査官が、教団内部の状況を知り得る立場の者から任意で収集し、その真偽等も含めて内容を評価・分析することとなり、時間的・労力的に多大な負担を伴うだけでなく、解明が極めて困難となる。一方、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率性・有効性の高い措置であり、また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上において、又は教団の危険性の増大を牽制する上においても効率性・有効性の高い措置であると考えられる。

### (4) 有効性

前述のとおり、立入検査は、公安調査官が教団施設の内部を直接検分できることから、教団の実態把握と教団から徴した報告の真偽を確認する手段として、効率性ばかりではなく有効性の高い措置でもあり、また、再発防止処分の必要性を適時・的確に把握する上において、又は教団の危険性の増大を牽制する上においても有効性の高い措置であると考えられる。

また、情報提供については、これまでに提供先の関係地方公共団体から、「教団の活動実態が分かり、地域住民の不安解消に役立った」などの一定の評価を得ていること及び継続的な調査結果提供の請求を受けていることから、施策の有効性が認められる。

## 【達成目標 2】

### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

#### ア 情報収集及び分析・評価能力の向上

- 国際テロ関係では、本庁にテロ組織等に関する証拠の準備を担当する国際破壊活動対策室を平成19年4月に新設し、国際テロ関連立証体制を構築することで調査体制の強化を図った。
- 平成20年7月に開催される主要国首脳会合（北海道洞爺湖サミット）を控え、我が国におけるテロの発生を未然に防止するため、平成19年4月に「G8サミット関連特別調査本部」を設置するとともに、国際テロ調査体制を地方レベルでも拡充・整備するなどして、調査体制の強化を図った。
- 北朝鮮関係では、担当調査官を増員し、調査体制の強化及び情報収集能力の向上を図った。
- カウンターインテリジェンス関係では、平成19年8月における政府決定である「<sup>※1</sup>カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、新たに担当部署を指定するなどして関連情報の収集に向けた調査体制の強化を図った。
- 大量破壊兵器拡散関係では、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に係る訓練として、我が国が主催した海上阻止訓練「Pacific Shield 07」にオブザーバー参加

したほか、諸外国及び国内関係省庁との緊密な情報交換を実施した。

- 官邸を始めとする政府・関係機関との連絡を密に行うなどして、情報ニーズの把握に努め、情報収集の的確性・迅速性の向上を図った。
- 本庁において分析担当調査官による各種会議、検討会、外部の有識者との意見交換等を定期的あるいは随時に開催し、国際テロや北朝鮮問題等の重要課題に関する現状、情勢認識、今後の対応等について協議・検討することにより、分析・評価能力の向上を図った。
- 外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁・詳細な情報・意見の交換を行い、情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。
- これらの各種会議、検討会等の結果を本庁内関係部署、各公安調査局及び各公安調査事務所にフィードバックし、公安調査官の専門的知見の向上を図り、適時・的確な情報収集及び分析・評価能力の向上を図った。

#### イ 破壊的団体等に対する調査

- 国際テロ関係では、国際テロ組織の動向、国内における国際テロ組織との関連が疑われる者の存否やその活動実態、国際テロ組織関係者の我が国に対する働きかけ及び出入国の動向などの適時・的確な把握に集中的に取り組むなど、テロの未然防止のための調査を実施した。

特に、ハイリゲンダム・サミット（ドイツ）の開催に際しては、北海道洞爺湖サミットへの脅威を把握する観点を中心に外国関係機関との連携を図るなどして、国際テロ組織、テロリスト等の不穏動向の把握に努めた。

- 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向などに関する幅広い調査を実施するとともに、日本人拉致問題や核・ミサイル問題をめぐる動向など、我が国の公共の安全に影響を及ぼす不法有害活動を最重点に情報収集を行った。
- カウンターインテリジェンス関係では、我が国の秘匿された重要情報等の保護に資する情報の収集に努めた。
- 外事関係では、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港、台湾の反日団体の動向把握や、北方領土問題をめぐるロシア国内の言動等に関する情報収集に努めた。
- 国内公安動向では、在日米軍再編問題や自衛隊海外派遣などをめぐる過激派等の動向、日本人拉致問題や領土問題、海洋権益問題、靖国神社参拝などをめぐる右翼団体の活動などに関して調査を実施した。
- これらの調査に当たっては、外国関係機関等とも緊密な情報交換を実施した。

#### ウ 政府・関係機関等への収集・分析情報の提供

- 上記ア及びイを通じて収集・分析した情報については、随時、内閣総理大臣、内閣官房長官等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（「内閣情報会議」、「合同情報会議」等）を通じ、あるいは担当官が関係省庁に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- 平成18年5月に改正された出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が外国人テロリストの認定を行うに当たって必要となる情報の提供に努めた。
- 平成19年12月に、内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配布した。

また、公安調査庁のホームページ (<http://www.moj.go.jp/KOUAN/>) において、

「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載し、国民への情報提供を行った。

## (2) 必要性

国際テロ、北朝鮮に関する諸問題のほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動等が我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸案事項となっている情勢において、これらに迅速に対応するための適時・的確な情報に対するニーズが高まっており、同時に、公安調査庁の情報機関として果たすべき役割の重要性もまた高まっている。

こうした状況の中、公安調査庁では、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる我が国内外の情勢に関する情報を、必要に応じて政府・関係機関に提供し政府の施策遂行に寄与しているところであり、本政策は、我が国の公共の安全を確保する上で必要性の高いものであると考える。

## (3) 効率性

例えば、北海道洞爺湖サミットの開催に向けて特別調査体制を敷いて、迅速・的確・効率的な関連情報の収集・分析に注力するなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応するとともに、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供したほか、その他の情報については各種資料を作成して配布したり、ホームページに掲載するなどして、情報の質やニーズの緊急性に応じた適切かつ効率的な提供ができたと考える。

## (4) 有効性

政策の性質上、政府の施策遂行にどの程度寄与したかを評価するには中長期的な視点からみることが必要な上、具体的に評価することは困難である。

しかし、前述のとおり、北海道洞爺湖サミットの開催に向けて特別調査体制を敷くなど、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供したところ、提供先から継続的な情報提供を要請されるなど一定の評価を得たことからその有効性が認められる。

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### (1) 達成目標 1

教団の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられることから、達成目標 1 については、おおむね達成できたと評価できる。

現在、教団の分裂により、主流派内において、麻原への絶対的帰依の徹底を進めるグループが組織運営の実権を掌握する一方、上祐派においては、観察処分を逃れるための“麻原隠し”がより一層推進されていることから、公安調査庁としては、更に教団の活動状況及び危険性の全容を明らかにする必要がある。

そこで、評価結果を踏まえ、更に教団の活動状況及び危険性を解明するため、予算要求を通じて、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施していく必要がある。

### (2) 達成目標 2

政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられることから、達成目標 2 については、おおむね達成できたと評価できる。

現在、国際テロや北朝鮮に関する諸問題等をめぐる情勢は従前にも増して緊迫と混迷の度合いを深めているほか、大量破壊兵器拡散問題を始めとした外国情報機関による我が国の秘匿された重要情報の入手活動が引き続き活発であるとみられており、現下、我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在している。

特に、国際テロについては、平成19年度中も英国やドイツ等においてテロ事件等が発生するなど、その脅威は依然として深刻であり、我が国におけるテロの発生を未然に防止するため、国際テロ組織などに関係する者の発見や、その活動実態の解明などにつながる関連情報の収集を更に強化する必要がある。

また、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく各種施策の平成20年4月からの施行（一部を除く。）に伴い、カウンターインテリジェンス関連情報の収集についても更に強化する必要がある。

こうした状況の中、平成20年2月に情報機能強化検討会議が公表した「官邸における情報機能の強化の方針」では、公安調査庁について「我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する」旨が指摘されているところであり、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られるこれらの情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供することによって我が国の公共の安全の確保を図るという政策の方向性は妥当であると考えられる。

そこで、評価結果を踏まえ、今後更に政府の施策遂行に寄与していくため、予算要求を通じて、公安調査庁における情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させるとともに、調査体制を充実強化していく必要がある。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）

「テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。」
- 「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
  - 6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等
    - ⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
- 「官邸における情報機能の強化の方針」（平成20年2月情報機能強化検討会議決定）

「国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。」
- 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）」（平成19年8月カウンターインテリジェンス推進会議決定）

「カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。」
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律について  
同法は、団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、

無差別大量殺人行為を行った団体について、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穩を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。

同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を継続して明らかにするための「観察処分」及び、当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一定期間制限する「再発防止処分」の二つがある。

なお、「観察処分」の具体的な措置としては、①団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に、団体が所有又は管理する土地又は建物に対して公安調査庁長官が公安調査官に行わせる「立入検査」、②同庁長官が当該団体から役職員、構成員の氏名、住所などの報告を受ける「報告徴取」、③その他、団体の活動状況を明らかにするために行う「任意調査」がある。

## 8. 備考

---

### ※1 「カウンターインテリジェンス」

カウンターインテリジェンスとは、「外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動」をいう。

## 平成19年度事後評価実施結果報告書

### 1. 施策名等

評価実施時期	平成23年度（平成19年度は中間報告）	政策体系上の位置付け	Ⅲ－9－(1)
評価対象	登記事務の適正円滑な処理		
所管部局	民事局		
評価方式	実績評価方式		

### 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。			
<b>達成目標 1</b>			
平成19年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了する。（成果重視事業）			
指 標	全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合	目標値等	100%
<b>達成目標 2</b>			
平成20年度末までに、全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。（成果重視事業）			
指 標	全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合	目標値等	<不動産登記> 平成19年度末：約90% 平成20年度末：100% <商業・法人登記> 平成19年度末：約90% 平成20年度末：100%
<b>達成目標 3</b>			
登記情報システムの運用経費を削減する。（成果重視事業）			
指 標	平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度の同経費（約366億円）との比較	目標値等	130億円程度の削減
<b>達成目標 4</b>			
平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。（成果重視事業）			
指 標	全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合	目標値等	平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%

### 3. 基本的考え方

#### (1) 課題・ニーズ

従来の事務処理においては、紙の登記簿等を基にしていたことから、登記簿謄抄本の交付に長時間を要し、利用者からは待ち時間の短縮が望まれている。また、登記簿の原本を閲覧に供していたため、登記簿の抜き取り・改ざん等の不正事案も頻発し、登記情報の適正な管理が求められている。

#### (2) 目的・意図（施策の必要性）

ア 登記情報を電子化し、コンピュータ上で処理することで、登記事項証明書（従前の登記簿謄抄本）の交付に要する時間が短縮され、登記簿の抜き取り・改ざん等を防止し、登記事務の信頼性を確保することができる。また、従来管轄の登記所でしか確認できなかった登記情報を、管轄外の登記所、または自宅から確認することができるシステムの導入も可能となる。

イ 登記情報の電子化によるメリットを最大限に活用し、窓口に出向くことなく自宅等から登記申請・登記事項証明書交付申請が可能となるオンライン申請システムを導入することにより、インターネットを利用した各種申請・届出手段のオンライン化を推進し、国民の負担軽減、利便性の向上を図る。

ウ 現在の登記情報システムはメインフレーム<sup>※1</sup>を中核とし、特定メーカー製のハード・ソフトで構築されているため、オープン市場で安価なハード・ソフトを選択できず、新たな情報処理技術の活用も困難である。柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図る。

エ 従来の地図管理システムは、紙による地図の管理業務を前提としたものであり、数値化された地図等の維持・管理を適正に行うことのみを目的とした必要最小限の機能を有するものである。このため、情報の提供方法が、紙の交付という手段に限定され、また、当該不動産の管轄登記所でしか地図等の証明書を取得できないなど、国民の利便性の点で課題がある。

地図情報システムは、登記情報システムと連動することにより登記情報と地図情報の一体的な事務処理及びサービスを可能とし、インターネットを利用した地図情報の提供等の国民への利便性の向上を図ることができることから、地図情報システムを全国に展開する必要がある。

#### (3) 施策の実施方法

##### 【達成目標1】

不動産登記については、全国約2億7千万筆個の登記情報を順次電子化することとし、平成19年度末までに全国の登記情報の電子化を完了する。

なお、商業・法人登記については、平成18年度末までに全国の登記情報の電子化を完了している。

##### 【達成目標2】

平成16年度から、登記情報の電子化を完了した登記所に順次オンライン申請用機器を導入し、達成目標である平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能とする。

※ 「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）において、「2008「(平成20)年度のできるだけ早期に全国の登記所のオンライン化を実現する。」との目標が掲げられており、電子政府構築の一環として計画的な導入を行う。

### 【達成目標 3】

登記情報システムの運用経費削減の実現に向け、段階的な作業計画を立てて取り組んでいく。

#### ア 再構築第一段階（平成13年度～）

専用端末装置及び専用印刷装置の汎用化。

#### イ 再構築第二段階（平成16年度～）

全国の登記所に設置しているホストコンピュータの、法務局・地方法務局に1箇所設置されているバックアップセンター（全国50箇所）への集約によるシステム数の大幅な削減。

#### ウ 再構築第三段階（開発・展開：平成15年度～平成22年度）

次期システムの詳細設計以降のシステム開発・展開。

※ 登記情報システムについては、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、いわゆるレガシーシステム<sup>※2</sup>見直しの対象とされ、平成16年11月19日法務省情報化統括責任者（CIO）の決定により、「登記情報システム業務・システム最適化計画」を公表しており、その後、平成19年11月7日法務省情報化推進会議決定により改定をしている。

同計画において、登記情報システム最適化の効果として、「オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化及び現行システムの見直しによる最適化等を実施することにより、システム運用経費については、平成15年度に比して年間約130億円程度（試算値）の節減が見込まれる。」とされており、より効率的なシステムを導入することにより、システム運用経費の削減を図る。

### 【達成目標 4】

地図情報システムを導入するために、データの作成・移行作業を実施する。

## （4）基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するためには、

ア 従来の紙の登記簿による管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする登記情報の電子化により、事務処理の効率化及び登記情報の適正な管理が見込めるとの考えから、上記達成目標1を設定した。この達成度合いについては、登記情報の電子化への推移により測ることができるとの考えから、指標として、「全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数の割合」を設定した。

イ 登記情報の電子化を前提として、インターネットを利用した各種申請手続等のオンライン化を推進することにより、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標2を設定した。この達成度合いについては、オンライン申請導入登記所数の推移により測ることができるとの考えから、指標として、「全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数の割合」を設定した。

ウ 登記情報システムの根本的な見直しによって、より効率的なシステムに移行し、迅速な登記事件処理及び経費の削減が見込めるとの考えから、上記達成目標3を設定した。この達成度合いについては、経費削減の効果を現す運用経費の比較により測ることができるとの考えから、指標として、「平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度と同経費（約366億円）との比較」を設定した。

エ 従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情報



システムの全国展開により、事務処理の効率化及び国民の利便性の向上が見込めるとの考えから、上記達成目標4を設定した。この達成度合いについては、地図情報システム導入登記所数の推移により測ることができるとの考えから、指標として、「全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合」を設定した。

#### 4. 測定方法等

##### 【達成目標1】

平成19年度末における不動産登記情報の電子化移行完了率

##### 【達成目標2】

平成19年度末におけるオンライン申請導入登記所数の割合

##### 【達成目標3】

平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度と同経費との比較（ただし、平成22年度までは、最適化計画を実施中であることから、本年度の評価については、同計画の実施状況を報告。）

##### 【達成目標4】

平成19年度末における地図情報システム導入登記所数の割合

#### 5. 評価結果等

（評価期間未了のため、平成19年度は中間報告を実施）

##### 【達成目標1】

不動産については、平成18年度末までに約92%の電子化移行が完了していたところ、平成19年度末時点において、全国の登記情報の電子化を完了し、目標を達成することができた。

なお、商業・法人については、平成18年度末までに、全国の登記情報の電子化を完了している。

##### 【達成目標2】

不動産については、平成18年度末までに全国の登記所に対して約53%の導入が完了していたところ、平成19年度末時点において、全国の登記所に対して約97%の導入が完了した。

商業・法人については、平成18年度末までに全国の登記所に対して約52%の導入が完了していたところ、平成19年度末時点において、全国の登記所に対して約97%の導入が完了した。

平成20年度内には全国すべての登記所に対して導入が完了し、すべての登記所に対してオンライン申請が可能となる見込みであり、本事業は予定どおり進捗していると評価することができる。

##### 【達成目標3】

登記情報システムの再構築については、これまで、専用端末装置の汎用パソコンへの切替え、専用印刷装置の汎用プリンタへの切替え等を行うとともに、平成16年度から4か年計画で次期システムの詳細設計以降のシステム開発を進めており、平成19年度は、室内実験を実施したところである。

今後は、平成20年度から平成22年度末にかけて、法務局・地方法務局単位で現行システムから次期システムへ移行することとしているが、すべての局の移行が完了するまでの間は、現行システムと次期システムが並行稼働することから、現行システムと次期シス

テムそれぞれの機器借料及び運用経費等を要することとなる。そのため、すべての局において移行が完了する平成22年度末までは一時的に運用経費の削減効果が現れにくいものと考えられるが、次期システムのみが稼働する平成23年度は、所期の達成目標である削減効果が得られる見込みである。

#### 【達成目標4】

平成19年度においては、地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同年度末までに、全登記所のうち約36%の登記所について地図情報システムを導入したことから、目標を達成している。この移行実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本施策は、予定どおり進捗しているものと評価できる。

### 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

基本目標を達成するため、予定どおり登記情報の電子化を完了するとともに、オンライン申請システム及び地図情報システムの導入や登記情報システムの再構築事業も予定どおり進められており、現時点においては、特段の問題及び課題等は存在しないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿った本施策を実施していく予定である。

### 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

「IT政策パッケージ2005」（平成17年2月24日IT戦略本部決定）

### 8. 備考

---

#### ※1 「メインフレーム」

主として基幹業務システムに用いられる汎用大型コンピュータ。

#### ※2 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	Ⅲ-10-(1)
評価対象	人権の擁護		
所管部局	人権擁護局		
評価方式	実績評価方式		

## 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する。			
<b>達成目標1</b>			
人権啓発活動の更なる推進			
指標1	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）	目標値等	対前年度増 （平成18年度 94.9%）
指標2	全国中学生人権作文コンテスト参加者数 ①全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 ②全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	①対前年度増 （平成18年度 22.0%） ②対前年度増 （平成18年度 53.8%）
<b>達成目標2</b>			
人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応			
指標1	子どもに対する人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増 （平成18年 2,257件）
指標2	インターネット上における人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増 （平成18年 279件）
指標3	障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数	目標値等	対前年増 （平成18年 343件）
<b>達成目標3</b>			
人権相談体制の充実・強化			
指標1	専用相談電話「子どもの人権10番」における相談件数	目標値等	対前年増 （平成18年 12,885件）
指標2	インターネットによるメール人権相談件数	目標値等	—
指標3	施設における特設人権相談所の開設件数	目標値等	対前年増 （平成18年 252件）

## 3. 基本的考え方

### （1）課題・ニーズ

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺にいたるような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。

## (2) 目的・意図（施策の必要性）

人権が尊重され、人権侵害が生起しない社会の実現が求められており、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要である。このような理解を深めるため、国民一人一人の心に訴える人権啓発活動を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていく必要がある。

また、これらの人権問題に関しては、充実した人権相談・調査救済体制を整えることにより、相談者が抱える悩みごとを的確に把握するとともに、人権侵害が認められる場合にあっては、迅速的確な救済措置を講ずることが求められる。

## (3) 施策の実施方法

### 【達成目標 1】

人権を尊重することの重要性を認識してもらうため、講演会及び広報活動の実施並びに啓発資料の制作等、様々な手法を用いた人権啓発活動を実施する。

### 【達成目標 2】

人権侵害事件の調査・対応によって、人権侵害の被害の迅速な救済と予防に努めることとし、それらの調査・対応を適正かつ迅速に行うことを可能とするために、職員や人権擁護委員に対する研修の充実を図り、特に、潜在化するおそれが高い被害者等に関する人権侵害事件の調査・対応については、重点的に取り組むこととする。

### 【達成目標 3】

子ども及び社会福祉施設等の入所者の人権問題に重点的に取り組むため、子ども専用相談電話の周知、人権相談を受ける機会の少ない高齢者施設、知的障害者更生施設などの社会福祉施設等における相談体制の充実強化及び窓口の開設時間を気にすることなく相談ができるインターネットによる相談受付の周知を図る。

## (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

### 【達成目標 1】

基本目標を達成するためには、広く一般国民を対象に、様々な手法で人権啓発活動を行うことが考えられることから、「人権啓発活動の更なる推進」を達成目標とした。

この達成度合いを測るのに、国、都道府県、市町村といった多様な主体が連携協力する体制を整備することにより、人権啓発活動を更に総合的かつ効果的に推進できると考えられることから、指標として、「全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）」を設定した。さらに、多くの中学生が、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることができると考えられることから、「全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合及び全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合」を指標として設定した。

### 【達成目標 2】

基本目標を達成するためには、まず人権擁護機関における人権侵害事件の調査・対応を行う体制を確固たるものとする必要があるのは当然である。とりわけ、被害が潜在化するおそれが高い「子ども」、「障害のある人」等に関する人権侵害事件への取組を強

化することが重要である。そこで「人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応」を達成目標とし、上記の人権侵犯事件への取組強化により、対応件数が増加することが考えられるため、「子どもに対する人権侵犯事件」、「インターネット上における人権侵犯事件」及び「障害のある人に対する人権侵犯事件」の対応件数を指標として設定した。

#### 【達成目標3】

基本目標を達成するためには、一般的に弱い立場にあり相談者も多いと思われる子どもや社会福祉施設等の入所者に特化した相談体制及び24時間365日受付可能なインターネットによる相談体制が効果的であることから、「人権相談体制の充実・強化」を達成目標とした。この達成度を測るのに、相談体制の充実強化により、相談を受ける機会及び件数が増加すると考えられることから、「子どもの人権110番及びインターネットによる相談件数」を指標として設定した。

また、施設における特設人権相談所については、それを開設することにより、高齢者・障害のある人等施設入所者にとって相談できる機会が増加し、施設入所者に対する虐待や不当な身体拘束等の人権侵害行為を抑制する効果があると考えられることから、「施設における特設人権相談所の開設件数」を指標として設定した。

### 4. 測定方法等

#### 【達成目標1】

(1) 指標1について

「全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）」を前年度実績と比較する。

(2) 指標2について

「全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合」及び「全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合」を前年度実績と比較する。

#### 【達成目標2】

(1) 指標1について

「子どもに対する人権侵犯事件」（（注）目標値に、いじめ・体罰等の対応件数を加えたものとする）の対応件数を前年の件数と比較する。

(2) 指標2について

「インターネット上における人権侵犯事件」の対応件数を前年の件数と比較する。

(3) 指標3について

「障害のある人に対する人権侵犯事件」の対応件数を前年の件数と比較する。

#### 【達成目標3】

(1) 指標1について

「子どもの人権110番」の相談件数を前年の件数と比較する。

(2) 指標2について

「インターネットによるメール人権相談」は平成19年2月から実施されており、前年の件数との比較ができないことから、平成19年中の件数を検証する。

(3) 指標3について

「施設における特設人権相談所」の開設件数を前年の件数と比較する。

### 5. 評価結果等

## 【達成目標 1】

### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

#### ア 人権啓発活動ネットワークの整備

平成19年度に新たに13の人権啓発活動地域ネットワーク協議会を設置し、市町村に対し人権啓発活動ネットワークへの参加を呼びかけた。

過去5か年におけるネットワーク協議会数及び市町村の参加状況は次のとおりである。

	① 都道府県 ネットワーク 数	② 地域ネット ワーク数	③ 都道府県ネッ トワーク参加 市町村数	④ 地域ネット ワーク参加 市町村数	⑤ ①、②のい れかに参加 している市 町村数	⑥ 全市町村数	参加割合 (%) (⑤/⑥)
平成19年度	50	193	105	1,811	1,814	1,816	99.9
平成18年度	50	180	95	1,715	1,733	1,826	94.9
平成17年度	50	167	126	1,541	1,566	1,844	84.9
平成16年度	50	154	161	1,832	1,875	2,545	73.7
平成15年度	50	141	154	1,824	1,881	3,154	59.6

全市町村数に占める参加市町村数の割合を比較すると、平成18年度末では94.9%だったものが、平成19年度末には99.9%に上昇しており、前年度に比し人権啓発活動ネットワークが拡充され、さらに整備されたと評価することができる。

#### イ 全国中学生人権作文コンテストの実施

法務局及び地方法務局において、より多くの中学校に参加してもらい、中学生に応募してもらうために、教育委員会や中学校に対して募集に関する取組を積極的に行った。過去5か年の実施状況は以下のとおりである。

	① 応募者数	② 全中学生数	参加割合(%) (①/②)	③ 応募中学校数	④ 全中学校数	参加割合(%) (③/④)
平成19年	841,558	3,639,426	23.1	7,235	11,968	60.5
平成18年	799,103	3,625,149	22.0	6,450	11,998	53.8
平成17年	773,178	3,649,069	21.2	6,149	12,037	51.1
平成16年	755,390	3,685,396	20.5	5,762	12,101	47.6
平成15年	736,760	3,769,961	19.5	5,867	12,129	48.4

全中学生数に対する応募者の割合は23.1%であり、前年度の22.0%を上回っている。また、全中学校数に対する応募中学校数の割合は60.5%であり、前年度の53.8%を上回っており、より多くの生徒がコンテストに参加したと評価することができる。

### (2) 必要性

#### ア 人権啓発活動ネットワークについて

本施策の目的は、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携協力することにより、人権啓発活動を総合的、効果的かつ効率的に実施することである。

「人権擁護に関する世論調査」（平成19年6月内閣府実施）において、人権課題の解決のための方策として、「学校内外の人権教育を充実する」（55.4%）について、「国や地方自治体、民間団体等の関係機関が連携を図り、一体的な教育・啓発広報活動を推進する」（46.4%）と挙げた者の割合が高かったことを踏まえると、本施策は、国民

の期待にも沿うものであり、ネットワークの連携・協力関係を活かし、引き続き地域に根ざした啓発活動を実施することが必要不可欠である。

(<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>)

イ 全国中学生人権作文コンテストについて

本施策の目的は、次代を担う中学生が、喫緊の人権課題である「いじめ」を始めとする人権問題についての作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることである。自己の体験等に基づき考えたことを作文に書くことを内容とした本施策は、中学生という若年の時期から人権尊重思想の普及高揚を図ることが期待できる。

本施策は、1(1)イに挙げた実施結果のとおり、着実に参加割合が増加しており、国民や社会のニーズに合致していると考えられること、また、全国の法務局、地方法務局を中心として、学校や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携協力関係は、本施策の不可欠な基盤となっていることから、今後も行政が担う必要がある。

(3) 効率性

ア 人権啓発活動ネットワークについて

1(1)アに挙げた実施結果のとおり、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、地域における各啓発実施主体の連携協力による各種啓発活動が促進されるなどの効果をもたらしており、限られた行政資源で大きな効果を挙げているといえる。

イ 全国中学生人権作文コンテストについて

限られた行政資源を最大限に生かすために、全国の法務局、地方法務局を中心とし、学校や人権擁護委員を始めとする関係機関と連携協力して実施している。

1(1)イに挙げた実施結果のとおり、着実に参加割合は増加しており、最新の参加割合(23.1%及び60.5%)からみても、前年に投入された行政資源以上の効果が得られているといえる。

また、大会開催後に優秀作品が地方新聞社や各地方自治体の広報誌を通じて広報され、更なる啓発効果が生じていることに鑑みれば、本施策の実施により、投入された行政資源以上の効果を得ることが期待できる。

(4) 有効性

ア 人権啓発活動ネットワークについて

人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて連携・協力する体制が整い、各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進するという本施策の期待される効果が得られていると認められる。

イ 全国中学生人権作文コンテストについて

コンテストに応募された作品からは、作文を書くことにより、自己の体験から人権問題を身近なものとしてとらえ、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めた様子がうかがえ、本施策により本来の目的が達成されている。また、広報や作文集の配布を通してコンテストに応募された優秀作品を読むことにより、同世代の仲間が考えていることに共感するなど、参加者以外の者に対して同様の効果が生じることも考えられ、本施策の実施により、期待される効果が十分に得られていると認められる。

【達成目標2】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

ア 人権侵犯事件調査処理規程に基づき、被害者からの申告を受けた場合には、速やかに救済手続を開始するとともに、被害者救済のために柔軟かつ適正な措置を講ずるよう努めた。

イ 日常の業務遂行に必要な専門知識及び技術を習得させるため、人権擁護事務に携わる職員及び人権擁護委員を対象とする研修を充実させるように努めた。

そして、被害が潜在化するおそれが高い「子ども」、「障害のある人」等に係る事案については、早期発見、早期対応、関係機関との連携、アフターケアが特に重要であることから、研修参加者に対してこれらの周知・徹底に努めた。

ウ 法務省の人権擁護機関がインターネット上の人権侵害情報の削除依頼を受けた場合、及び財団法人インターネット協会から人権侵害情報に該当する情報提供を受けた場合は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン<sup>※1</sup>」に基づき、これを積極的に活用し、削除要請を行うよう努めた。

※子どもに対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰等	合計
平成19年	593	179	0	3,137	3,909
平成18年	532	178	0	1,547	2,257
平成17年	486	164	3	1,486	2,139
平成16年	567	146	3	1,254	1,970
平成15年	528	163	0	1,150	1,841

平成19年中の人権侵犯事件の対応件数は21,672件、そのうち、子どもを被害者とするものは3,909件であり、前年と比較すると1,652件増加している。その内訳は、暴行・虐待593件、強制・強要179件、いじめ・体罰等3,137件となっている。

※インターネット上における人権侵犯事件の対応件数

	取扱件数
平成19年	410
平成18年	279
平成17年	289
平成16年	218
平成15年	89

平成19年中の、インターネット上における人権侵犯事件の対応件数は410件であり、前年より131件増加している。

※障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数

	暴行・虐待	社会福祉施設における侵犯	差別待遇	強制強要	合計
平成19年	54	34	229	14	331
平成18年	52	41	226	24	343
平成17年	35	43	240	18	336
平成16年	23	11	125	20	179
平成15年	32	25	173	24	254

平成19年中の、障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数は331件であり、前



年より12件減少している。その内訳は、暴行・虐待54件、社会福祉施設における侵犯34件、差別待遇229件、強制・強要14件となっている。

(注) 人権侵犯事件の件数は、前年からの継続件数、救済手続を開始した時点をとらえて集計する「救済手続開始件数」と、終局的な対応を行った時点をとらえて集計する「対応件数」で把握しているところ、本施策の達成度を分析するためには「対応件数」によることが妥当であるため、「対応件数」に基づき、施策の実施状況を分析したものである。

## (2) 必要性

3つの指標のうち目標値を達成できなかった「障害のある人を被害者とする人権侵犯事件」については、原因は必ずしも明らかではないが、その対応件数がわずかに減少している。人権擁護機関としては、障害者福祉施設における特設相談所を設置するなどして、人権侵犯事件、あるいはこれに発展するような事案の端緒情報の把握に努めているものの、なおこのような事案が潜在化している可能性は否定しがたいため、人権侵害が潜在化しやすい、これら障害のある人、また、高齢者などを対象とした一層の取組が必要である。

一方、子どもに対する人権侵犯事件の対応件数、インターネット上における人権侵犯事件の対応件数は前年と比較して大幅に増加している（それぞれ、対前年比+73.2%、+47.0%）ことから、潜在化しやすいこうした人権侵害の掘り起こしにある程度奏功したものと考えられる。

様々な人権侵犯事件が発生している現在、潜在化するおそれの高い人々を被害者とする人権侵犯事件への取組を強化することが必要である。

## (3) 効率性

3つの指標のうち1つにおいて目標値を達成できなかったものの、従前とほぼ同様の人員・予算規模の下で増加する人権侵犯事件に対応し、子どもに対する人権侵犯事件及びインターネット上における人権侵犯事件の各対応件数がそれぞれ対前年比73.2%増、47%増という結果を得たことは、効率的な運用によるものであったと評価することができる。

## (4) 有効性

人権侵犯事件に対して適正かつ迅速に調査・対応をすることは、被害者を救済し、その被害の拡大を防止する上で、直接的に作用し、平成19年に対応した人権侵犯事件は21,672件に上ることから、本施策は、実効的な被害者救済に役立つものとして、有効なものであったと評価することができる。

### 【達成目標3】

#### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

ア 人権擁護委員の中から任命される子どもの人権専門委員の相談活動への積極的な活用、全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関する専用相談

回線「子どもの人権110番」の周知、及び全国一斉「子どもの人権110番」強化週間（平成19年9月17日～同月23日）を実施した。

**※「子どもの人権110番」における相談件数**

	暴行・虐待	いじめ	体罰等	その他	合計
平成19年	690	4,728	2,915	14,587	22,920
平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885
平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127
平成16年	333	1,052	1,091	5,643	8,119
平成15年	289	1,147	1,034	6,523	8,993

平成19年中の「子どもの人権110番」における相談件数は22,920件であり、前年より10,035件増加している。その内訳は、暴行虐待690件、いじめ4,728件、体罰等2,915件、その他14,587件となっている。

イ インターネットが普及している現状を踏まえ、人権擁護機関の窓口を国民にとって利用しやすいものとするため、インターネット人権相談受付システムを開設した（平成19年2月22日）。

**※インターネットによるメール人権相談件数**

月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
平成19年	4	96	95	92	59	51	76	72	114	117	137	913

平成19年2月に開始した、インターネットによるメール人権相談件数は、12月までにおいて913件である。

ウ 高齢者施設・知的障害者更生施設等の社会福祉施設や精神病院に出向いて特設人権相談所を開設し、普段法務局・地方法務局で人権相談を受ける機会の少ない施設入所者をはじめとする関係者に対して、人権相談の機会を提供した。

**※施設における特設人権相談所の開設件数**

	開設件数
平成19年	539
平成18年	252
差	287

○平成18年は6～12月のみ。

○平成19年の6～12月の期間における開設件数は415

平成19年中の施設における特設人権相談相談所の開設件数は539件であり、前年より287件増加している。なお、平成18年の統計は6月から12月のものであるが、平成19年6月から12月においても、当該開設件数は415件であり、同じ期間で比較しても163件増加している。

**(2) 必要性**

「子どもの人権110番」、施設における特設人権相談所の開設件数については、対前年比で、ともに大きく伸びている（それぞれ、対前年比+77.9%、+113.9%）。特に前者は、いじめ、体罰、虐待を始めとする子どもの人権問題が大きな社会問題となっている中、「子どもの人権SOSミニレター」などが端緒となり、子どもが気軽に相談することができる環境を整備することができたものと評価することができる。また、インターネットによるメール人権相談件数については、当初は件数はそれほど大きくなかったものの、その後は、月間100件前後の相談が寄せられており、気軽に相談できる環境整

備を進めることができたものと評価することができる。

このように気軽に相談できる環境整備をすることによって、より多様な相談の機会を提供することは、潜在化しやすい人権侵害の端緒の把握に有効であると考えられ、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

### (3) 効率性

従前とほぼ同様の人員・予算規模の下で、増加する相談に対応するとともに、特設人権相談所を増設したことにより、「子どもの人権110番」相談件数及び施設における特設人権相談所の開設件数がそれぞれ対前年比77.9%増、113.9%増となり、また、インターネットによるメール人権相談については、開設当初それほど大きくなかった相談件数が、月間100件前後まで増加したという結果を得たことは、効率的な運用によるものであったと評価することができる。

### (4) 有効性

相談体制を充実・強化させることは、誰にも相談することができず悩みを抱えている方に問題を解決する機会を提供することに直結しており、平成19年においては273,269件の相談を受けていることから、本施策は、人権が尊重される社会の実現に役立つものとして、有効なものであったと評価することができる。

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### 【達成目標1】

人権啓発活動ネットワークは、その整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力する体制が整い、全国中学生人権作文コンテスト等の啓発活動を更に充実させる上で、有機的に作用する重要な基盤となっている。こうした基盤は、限られた行政資源からより大きな効果を引き出すことができるため、更にその基盤を全国的に充実強化していくことが、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与すると期待できる。

本施策については、評価結果等のおり、必要性、効率性、有効性いずれにおいても、人権啓発活動の更なる推進に役立つものと評価できることから、引き続き本施策を実施することが必要不可欠である。

### 【達成目標2及び3】

今後とも、実効的な被害者救済のため、人権侵犯事件の端緒の的確な把握に、より一層努めるとともに、行政において簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じ、人権侵害による被害の救済、予防を図るため、引き続き本施策を推進していく必要がある。

また、人権侵犯事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

### 【達成目標1】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

### 【達成目標3】

「子ども安全・安心加速化プラン」（平成18年6月20日犯罪対策閣議会議・青少年育成

推進本部合同会議了承)

Ⅲ 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する

(2) 困難を抱えた子どもの相談活動の充実

## 8. 備考

---

### ※1 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」

特定電気通信を侵害する情報の流通に関して、プロバイダ等が責任を負わない場合を定める特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）（いわゆるプロバイダ責任制限法）3条の趣旨を踏まえ権利を侵害されたと申し立てる者等からの送信防止措置の要請に対して、プロバイダ等のもべき行動基準を明らかにすることを通して、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を可能とするための実務上の指針（電気通信事業者団体等により設置された組織であるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会作成）。

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成20年5月	政策体系上の位置付け	IV-11-(1)
評価対象	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理		
所管部局	大臣官房訟務部門		
評価方式	実績評価方式		

## 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。			
<b>達成目標1</b>			
国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。 (平成15年度から平成20年度までの目標)			
指 標	判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率	目標値等	100%
<b>達成目標2</b>			
行政機関のための法律意見照会制度 <sup>※1</sup> の利用の促進を図る。			
指 標	法律意見照会事件数	目標値等	対前年度増

## 3. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法の支配による行政の確保に寄与することであるから、国民の権利利益が実現されるためにも、裁判が迅速に行われなければならない。しかし、国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体としては相当の迅速化が図られてきているが、依然として長期間を要しているものが少なくない状況にある。

### (2) 目的・意図（施策の必要性）

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。

また、法律意見照会制度は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、紛争の初期段階から訟務組織が関与することにより、本案訴訟を適正・迅速に追行することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割を果たすものであることから、その利用の促進を図る必要がある。

### (3) 施策の実施方法

適正・迅速な訴訟追行のため、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化を図るとともに、所管行政庁等に対する迅速な訴訟対応に関する周知及び協力要請並びに法律

意見照会制度の積極的利用の促進を図るための周知を行う。

#### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、第1審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要があることから（裁判の迅速化に関する法律第2条第1項）、上記達成目標1（指標）とした。

また、法律意見照会制度は、訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものであって、行政機関からの積極的な利用により有効となることから、上記達成目標2とした。そして、法律意見照会制度の利用を促進するためには、同制度を行政機関に広く周知し、照会があった場合に迅速に対応できるよう態勢を整える必要があるが、その達成度合いについては、法律意見照会事件数の推移によって測ることができることから、「法律意見照会事件数」を指標として設定した。

### 4. 測定方法等

訟務組織が追行する本案訴訟で、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内のものの率を算出する。

法律意見照会事件数の対前年度との比較により、制度利用の促進の程度を測る。

### 5. 評価結果等

#### 【達成目標1】

##### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

訴訟の迅速化のためには、訟務組織の訴訟追行体制の一層の整備・充実が必要であるから、施策として昨年度も有効であった準備書面作成支援システム<sup>※2</sup>の充実等を引き続き行い、訴訟追行の効率化を図った。また、各種打合せ会において、裁判の迅速化に対応するための方策や、施行後3年が経過した改正行政事件訴訟法に適切・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進め、その結果を担当職員へ周知し、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図った。さらに、訴訟の迅速化には、所管行政庁等の訴訟追行への協力も不可欠であることから、打合せ会・説明会を随時開催し、訴訟追行の適正・迅速な対応についてより一層の協力を求めた。

##### (2) 必要性

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。

##### (3) 効率性

①平成16年度以降継続して講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化、②各種会議等における担当職員への周知徹底、③所管行政庁等に対し、裁判の迅速化の趣旨に即した行政機関の適切な対応と連携協力の重要性について、継続的に説明を行い、訴訟対応への協力要請を行っていること等、限られた行政資源で最大

限の効果を挙げるべく努めているところである。

#### (4) 有効性

訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され、必ずしも訴訟の一方当事者のみが努力すれば裁判の迅速化が実現できるものではない。特に、訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは、国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争の最終的な解決手段として提訴されるもので、行政の在り方をめぐって最も激しく対立し、その紛争が迅速に解決されるためには相当の困難を伴うこととなる。その中には、最先端の科学技術に関する訴訟、新たな法律問題を含む訴訟、多数の原告を擁する訴訟、所管行政庁が存在しない訴訟などがあり、その処理に多くの困難と時間を要することとなる。

このような状況の下、本案訴訟で平成19年度中に地方裁判所で判決言渡しのあった第1審判決1,421(平成18年度1,209)のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、1,170(平成18年度1,001)で、その率は82.3パーセントであり、平成18年度に比し0.5ポイント下降し、指標の目標値にはいまだ到達してはいないものの、裁判の迅速化を示す達成率は当初(平成15年度)の71.7パーセントから年々増加し、平成19年度においても達成率80パーセント台を維持するに至っており、また、平成18年度に比して件数では212件増加していることから、有効性の観点から一定の効果があつたものと認められる。

(単位：%)

指標	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(H20年度)
達成率	71.7	78.0	83.5	82.8	82.3	100.0

(参考) 達成率…判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であつたものの率

#### 【達成目標2】

##### (1) 平成19年度に実施した政策(具体的内容)

法律意見照会制度の利用促進を図るためには、行政機関に同制度の周知を図る必要があるため、各種打合せや研修会等の際に同制度の説明を行ったり、パンフレット等を作成し、行政機関との打合せ等において配付するなどの積極的な周知活動を行った。また、平成19年6月の「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく<sup>※3</sup>勧告」を踏まえ、平成20年2月に中央省庁債権管理事務担当者を対象とした説明会を開催した際に、債権管理に関する説明とともに、法律意見照会制度の趣旨、利用方法等の説明を行い、同制度の積極的利用の促進を図った。

さらに、同制度の利用促進のためには、行政機関からの照会に対する事務処理体制の充実強化が不可欠であることから、体制の見直しを図ったり、打合せ会を開催するなどして、適正・迅速な回答に努めることとした。

##### (2) 必要性

法律意見照会制度については、その制度の活用により、本案訴訟を適正・迅速に追行することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものであることから、その必要性は高いものである。

##### (3) 効率性

①各種会議等における担当職員への周知徹底、②所管行政庁等に対し、法律意見照会制度の積極的な活用について、継続的に説明・周知を行っていること等、限られた行政

資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

#### (4) 有効性

法律意見照会制度の積極的運用に取り組んできたこと、同制度の趣旨及び積極的な利用について、行政機関に周知活動を行ったことにより、同制度については、平成19年度に新規に受け付けた事件数は、1,759（平成18年度1,559）であり、平成18年度に比し113パーセントとなった。このことは、行政機関においても、同制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができる制度として認識されてきたことを示すものであり、今後も積極的に活用されることが期待できることから、有効性が認められる。

(単位：件)

指 標	H18年度	H19年度	目標値
法律意見照会 事件数	1,559	1,759	対前年度増

### 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

以上のように、必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るとともに、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する必要性がある。

### 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

### 8. 備考

#### ※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的理解を述べたり、助言などを行う制度。

#### ※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るもの。

#### ※3 「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」

平成19年6月に、総務大臣から法務大臣あての「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、「法務省は、各府省が強制履行の請求等の手続を進め



る上で必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行うこと」とされている。

# 平成19年度事後評価実施結果報告書

## 1. 施策名等

評価実施時期	平成25年度（平成19年度は中間報告）	政策体系上の位置付け	V-12-(1)
評価対象	出入国の公正な管理		
所管部局	入国管理局		
評価方式	実績評価方式		

## 2. 評価目標

<b>基本目標</b>			
平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維持を目指すとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。			
<b>達成目標1</b>			
平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させる。（平成15年度から平成20年度までの目標）			
指標1	平成20年末における我が国における不法滞在者数（推計値）	目標値等	12.5万人以下
指標2	厳格な出入国審査、強力な摘発、円滑な送還等不法滞在者縮減のための施策の実施状況	目標値等	効果的な不法滞在者対策の実施
<b>達成目標2</b>			
円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。			
指標	空港での審査に要する最長待ち時間	目標値等	20分以下
<b>達成目標3</b>			
出入国の管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。（平成18年度から平成23年度までの目標）（成果重視事業）			
指標	いわゆるレガシーシステム <sup>*1</sup> からオープンシステム <sup>*2</sup> への刷新に伴うシステム運用経費全体の抑制効果	目標値等	オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、現行システムと同等の機能の次世代システムの運用経費を年間35.8億円削減し、個人識別情報システム等の導入後の平成24年度におけるシステム運用経費全体の増加を年間44.6億円に抑制する。

## 3. 基本的考え方

### (1) 課題・ニーズ

不法残留者数<sup>\*3</sup>は近年漸減傾向にあるが、依然としてその数は高水準にあるばかりか、

不法就労期間も長期化傾向にあり、さらに、我が国での不法就労を目的として船舶や航空機により不法入国する者の数も依然として高水準にあり、その不法就労行為は、適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、経済、治安等に悪影響を及ぼしている。

一方、現在我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けて取組を進めているところであり、訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることなどが目標として掲げられている。観光には、経済活性化や国際相互理解の促進など、様々な波及効果があり、出入国管理行政を所管する当局としては、円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進し、観光立国実現へ貢献することが求められている。

さらに、今日の出入国管理行政においては、外国人旅行者・ビジネスマンの訪日促進、我が国と諸外国との間の人的交流の拡大・活発化、これによる審査対象者の急激な増加、テロリズム・外国人犯罪の脅威、リピーターの増加、不法就労・不法滞在事案の巧妙化、偽変造文書・なりすまし事案の横行など、環境が大きく変化している。現行の業務・システムのままでは、この変化に対して柔軟かつ迅速に対応することが難しくなりつつあり、一層の業務の効率化・合理化を図ることが必要となっている。

## (2) 目的・意図（施策の必要性）

出入国管理行政の重要な役割の一つは、外国人の適正な入国・在留を確保することにより、我が国社会の安全と秩序を維持することである。我が国における出入国管理の秩序は在留資格制度を基本として維持されており、在留資格を有することなく我が国に不法に在留している外国人についてはこれを排除し、入管法違反者の減少を図らなければならない。

一方、当局においては、これまでも各空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。外国人観光客が気持ちよく我が国に入国するためには、空港における審査待ち時間を短縮することは非常に重要と考えられ、観光立国を実現していく上で欠かせないものである。

業務・システムの最適化に当たっては、上記（1）に述べたニーズを踏まえ、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びIT-ROI（IT投資に関する投資対効果）の向上等を基本理念とする。

## (3) 施策の実施方法

入国管理局では、強力かつ効果的な不法滞在外者対策を実施するため、不法滞在外者の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進めるとともに、関係省庁等と協力の上、不法就労外国人対策キャンペーン月間を実施し、不法滞在外者の排除に向けた啓発活動を行うほか、新たな入管法違反者の入国やテロの発生を未然に防止するため、最新鋭の偽変造旅券等の鑑識機器やバイオメトリクスを活用した厳格な上陸審査を実施するなどの水際対策を推進していくこととしている。

また、出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、事前旅客情報システム（APIS）の運用、「プレクリアランス（事前確認）」の実施、「セカンダリ審査（二次的審査）」の実施、自動化ゲートの設置、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置、外国人用に審査待ち時間を表示、

地方自治体からの研修員の受入れ及び出入国カードの多言語化といった取組を推進することとしている。

さらに、次世代システムの開発に当たっては、特定の開発業者の技術に依存しない一般にも開放されたオープンな設計思想の採用、サーバ及び記憶装置の統合による効率化を実施することとし、これにより、現世代システムで要していた運用経費の削減を図ることとしている。

#### (4) 基本目標と達成目標・指標との関係

上記基本目標を達成するためには、

- ① 在留資格を有することなく不法に在留する外国人や、犯罪行為等を行う可能性のある外国人等、我が国にとって好ましくない外国人の排除を図る
- ② 出入国審査を円滑に実施し、国際交流の増進を図る
- ③ 出入国管理行政を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応しつつ、一層の業務及びシステムの効率化・合理化を図る

という3つの取組が必要であることから、上記達成目標1～3を設定した。

それぞれの達成度合いについて、達成目標1においては、不法滞在者数（推計値）の変動及び不法滞在者縮減のための具体的な施策の実施状況により測ることができるの考えから指標を設定した。達成目標2においては、具体的にどの程度の円滑化が図られたかを数値により示す必要があるとの考えから指標を設定した。達成目標3においては、いわゆるレガシーシステムからオープンシステムへの刷新に伴うシステム運用経費の減少だけではなく、個人識別情報システム等の新規導入に伴い運用経費が増加することも踏まえ、システム運用経費全体における効果により測ることが適当であるとの考えから、指標を設定した（※）。

※ 達成目標3の指標の目標値等は、以下の算出による。

現世代システムと次世代システム（同等機能）のシステム運用経費を比較すると、平成22年度以降において年間約35.8億円（試算値）のIT改善効果（ITに係る経常経費の節減効果）を得ることが可能。他方、現世代システムにない拡張機能を含んだシステム全体の運用経費の試算としては、平成24年度以降新たに年間約80.4億円が必要とされ、上記IT改善効果を上回ることとなるが、これは、「バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立」に要する経費が高額になっていることが理由であり、同施策はテロの未然防止に欠かせないものである。したがって、両者の差額である44.6億円を、「システム運用経費全体の増加額」の上限として目標値に設定したものである。

## 4. 測定方法等

達成目標1に関しては、摘発体制の強化等の状況、水際対策の強化の状況及び不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施状況に留意しつつ、我が国における不法滞在者数（統計値としての不法残留者数及び推測値である不法入国者数の合計）に着目することにより、不法滞在者対策の推進を図ることができたか否かを評価する。

達成目標2に関しては、全空港において、外国人の入国審査に要する待ち時間を計測し、そのうち最長であった者の待ち時間が20分を超えないよう努めることとする。

また、達成目標3に関しては、運用経費の増加予定額44.6億円と、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」<sup>※4</sup>という。）に掲げる各施策をすべて

実施した上での次世代システム全体の運用経費の増加額を比較し、IT改善効果を評価する。

## 5. 評価結果等

(達成目標1及び3については、評価期間未了のため、平成19年度は中間報告を実施し、達成目標2については、評価実施時期を迎えているため、評価を実施)

### 【達成目標1】

平成19年度に実施した取組の具体的内容は、以下のとおりである。

#### ア 摘発体制の強化等

法違反者の分散・小口化傾向の中、首都圏全体を対象とした摘発体制の見直しと強化を図るため、平成19年度には、東京入国管理局東部出張所の新設及び東京入国管理局立川出張所に統括入国警備官の増設並びに東京入国管理局において入国警備官60人を増員措置した。

さらに、我が国から退去強制する外国人を大幅に増加させるためには、十分な収容能力の確保と迅速な送還が必要であるところ、平成19年度には、大阪入国管理局における新庁舎移転により収容定員が200人に大幅に増加したことに伴い、同局における被収容者の監視、処遇及び送還のための要員として入国警備官22人を増員措置した。

加えて、東京入国管理局において、閉庁日における不法滞在者に係る情報の電話での受付を開始した。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成19年中に退去強制手続を執った外国人は、4万5,502人に上った。

#### イ 水際対策の強化

不法滞在者の半減を図る上では、摘発等によって法違反者を退去強制するだけでなく、不法残留発生状況に関する綿密な分析に加えて偽変造文書鑑識機器を活用するなどの水際対策を強化することにより、不法滞在を目的とする者を入らせないための方策を講じることが重要である。そのため、平成19年度においては、偽変造文書鑑識体制の充実のための経費として12百万円を措置した。

さらに、テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、入国審査（上陸審査）時に外国人（特別永住者等を除く。）の指紋採取及び写真撮影を行うことが求められたことを受け、平成18年の入管法改正により個人識別情報の提供が義務付けられる等、個人識別情報を活用した出入国審査を行うこととなった。これを踏まえ、正確かつ迅速な指紋鑑識を行うための専門的知識・技術を備えた専従の審査要員として、成田空港支局に入国審査官12人を増員措置した。また、海港における乗員上陸許可の審査において、テロリスト等が乗員を偽装して入国を企てることのないよう原則として臨船審査を行い、上陸を希望する乗員については、空港と同様に個人識別情報の提供を求めることとし、仙台入国管理局、東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局、高松入国管理局及び海港を所管する出張所に入国審査官63人を増員措置した。

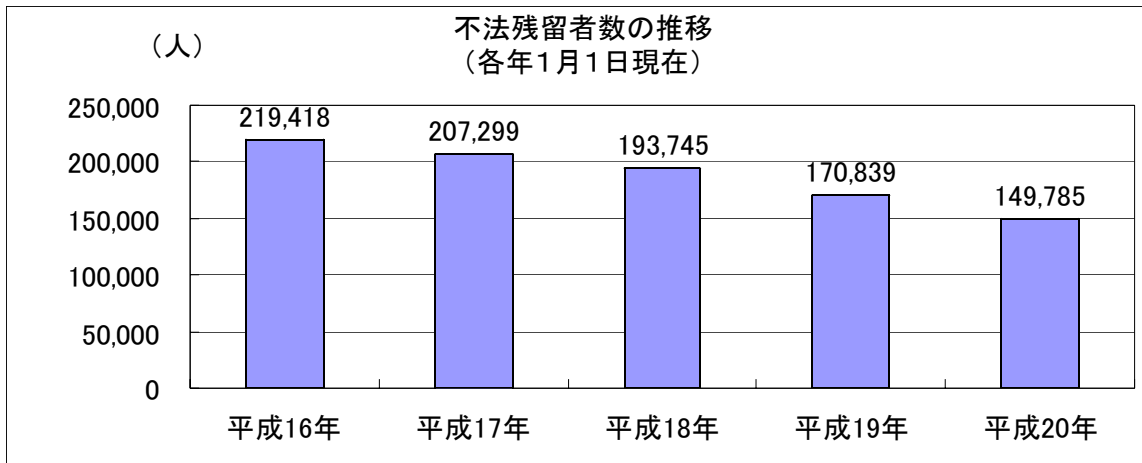
そのほか、平成19年度には、1名のリエゾンオフィサー（連絡渉外官）をタイに派遣した。

なお、平成19年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は1万424人に上り、平成16年以降4年連続で1万人を超えている。

## ウ 不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施

平成19年6月1日から同月30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、主要な空・海港における外国人に対する啓発、街頭巡回広報による啓発、在日外国大使館及び在外日本公館を通じた啓発等の広報を行った。

このように、上記ア～ウをはじめとして、総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成20年1月1日現在の本邦における不法残留者数は14万9,785人で、前年同期と比較して2万1,054人（12.3%）の減少となった。これにより、平成16年からの4年間で6万9,633人減少したこととなり、不法滞在者半減に向けた取組が一定の成果を挙げているといえる。



### 【達成目標2】

#### (1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

当局では、出入国審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められており、両者を同時に推進していくためには、問題のない大多数の外国人にはできるだけ迅速な審査を行いつつ、慎重な審査が必要と思われる者を選別して別途取り扱うという考え方が基本となる。このような観点から、次のような取組を行った。

##### ア 事前旅客情報システム（A P I S）

事前旅客情報システム（A P I S）は、航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合することにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にするシステムであり、平成19年度においては、当該システムを運用するための経費として117百万円の措置を講じた。

##### イ プレクリアランス（事前確認）

プレクリアランス（事前確認）は、外国の空港に入国審査官を派遣して現地で上陸条件の適合性についての事前チェックを行い、上陸拒否事由に該当する外国人については日本への渡航を事前に取りやめさせ、また、本邦において行う活動が虚偽のものでないかどうかを確認するもので、入国する空港又は海港での審査の簡素化及び待ち時間の短縮を図るとともに、不法滞在者の発生を抑制するものであり、平

成19年度においては、48百万円の予算措置を講じ、前年度に続き、韓国及び台湾において実施した。

#### ウ セカンダリ審査（二次的審査）

セカンダリ審査（二次的審査）は、上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するもので、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、平成19年度においても、成田空港、関西空港及び中部空港において実施した。

#### エ 自動化ゲートの設置

自動化ゲートは、あらかじめ利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人出入国者について入国審査官から出帰国証印や上陸許可証印を受けることなく、同ゲートを通過することにより出入国手続を完了するもので、平成19年11月20日から成田空港において運用を開始した。

#### オ 審査待ち時間の表示等

成田・中部・関西の3空港において、日本人・外国人審査ブースの振り分け見直し及び勤務時間の見直しによる入国審査官の機動的配置を実施するとともに、外国人用に審査待ち時間の表示を実施した。

#### カ 研修生の受け入れ

地方自治体からの研修生の派遣に関し平成19年度においては東京都等7機関から8名を行政実務研修員として受け入れ、入国手続の迅速化等のための支援を受けた。

#### キ EDカードの多言語化

空港における審査待ち時間の長時間化の一因となっているEDカード（外国人出入国記録）の未記載・誤記載削減策の一つとして、韓国語、中国語（簡体字及び繁体字）併記のEDカード様式を作成・使用した。

### （2）必要性

出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものであり、また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国を推進するために求められているものであることから、社会のニーズに合致していることは明らかである。

### （3）効率性

出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直面している入国管理局としては、問題のない外国人に対する審査を円滑に行うため、上記のとおり考え得る様々な施策を駆使することにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

### （4）有効性

個人識別情報を活用した入国審査の導入当初、新しい入国審査への習熟度の不足や導入時の混乱により審査待ち時間が長時間化する事態が生じたものの、その後、習熟度が向上するとともに、待ち時間は徐々に短縮され、成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及びその他の地方空港ともに、最長審査待ち時間は平均約30分台になるなど、外国人の入国者数が過去最高を更新する中、審査待ち時間短縮に向けた様々な施策の効果が現れたといえる。また、平成19年における外国人の入国者数は915万2,186人で、前年に比べ104万4,223人（12.9%）増加し過去最高となるなど、国際交流の

増進が着実に進展していると評価できることから有効性の観点からも、平成19年度における取組が妥当であったと評価できる。

### 【達成目標3】

平成19年度に実施した取組の具体的内容は、以下のとおりである。

平成18年度において、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりスムーズに実施するために、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義、基本設計を実施したことに引き続き、このうち、平成19年度においては、次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施した。

システム運用経費全体の抑制効果が発生する目標達成年度は平成24年度からであるため、現時点では指標に係る達成状況について評価することは困難であるが、平成19年度においては次世代出入国審査システム（日本人分）についての詳細設計を実施したところであり、目標達成に向けた取組が着実に進展しているものといえる。

## 6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

### 【達成目標1】

上記の不法滞在者半減に向けた取組が一定の成果を上げていることから、これまで以上に不法滞在者削減のための施策を強力に進めていく予定である。

### 【達成目標2】

上記のとおり、施策の必要性、効率性、有効性はともに認められることから、今後も、これまでの施策を継続し、円滑な出入国審査の実施に一層取り組んでいくこととしている。

### 【達成目標3】

おおむね最適化計画に掲げる工程どおり進められており、現時点においては特段の問題等は存在しないことから、引き続き、平成19年度に実施した次世代出入国審査システム（日本人部分）の詳細設計を踏まえた同システムの開発・導入に向けて取り組んでいくとともに、その他の次世代システムの詳細設計等を実施していくこととしている。

## 7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）  
「我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、（以下略）」
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）  
「2010年までに外国人訪問者を1000万人にする目標の達成を図ります。」
- 第164回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月20日）  
「警察と入国管理当局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。」
- 「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）  
「出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標とする。」

## 8. 備考



---

※1 「レガシーシステム」

一般に、時代遅れとなった旧式システムのこと。特定の開発業者の独自の技術や仕様を多用していることから他の開発業者の参入が容易でなく、結果として特定開発業者の技術等に依存し、多大なコストを要するというデメリットがある。

※2 「オープンシステム」

一般に、特定の開発業者の技術や仕様に依存しない一般にも開放されたシステムのこと。特定の開発業者の技術等によらず、多くの開発業者がシステム開発に参入することが可能となり、その結果、より最適でしかもより低価格のシステムの調達が容易となるメリットがある。

※3 「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。

※4 「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」

「電子政府構築計画」(2003年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、2004年6月14日一部改定)に基づき2006年3月31日に策定された後、新たな在留管理制度の見直しに係る検討が進められていることなどの諸事情に鑑み、2007年8月31日に改定されたもの。最適化の基本理念として、外国人の円滑な受入れ(円滑化)と、我が国にとって好ましくない外国人に対する厳格な対応(厳格化)という二つの大きな柱のバランスを保ちつつ、適正に業務を推進していくことを主要な課題としており、業務・システムの最適化を進めるにあたり、「外国人受入政策の立案及び制度設計(P l a n)」、「政策及び制度の具体的な実施(D o)」、「入国・在留外国人の現状把握・情報分析(C h e c k)」及び「外国人受入政策の見直し(A c t)」という出入国管理行政全体の今後の展開に向けたP D C Aサイクルを実現して、我が国の外国人の受入れをめぐる周辺環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるような態勢を構築することを基本理念としている。

また、出入国管理行政の円滑化・厳格化といういわば相反する二つの課題に同時に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを目的として本最適化計画の策定に際しては、国民生活の安全性確保、利用者サービスの向上、業務処理の効率化・合理化・集約化、高度情報通信技術の活用、システムの利便性向上、レガシーシステム問題の解消及びI Tの導入により費用対効果の向上等を最適化の基本理念としている。